

福島県歴史資料館収蔵資料目録

第 54 集

県内諸家寄託文書 (48)

菊池田夫家文書 (その二)

白石禎彦家文書 (その一)

秦太一郎家文書 (その二)

藤井二郎家文書 (その二)

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館収蔵資料目録

第 54 集

県内諸家寄託文書 (48)

菊池田夫家文書 (その二)

白石禎彦家文書 (その一)

秦太一郎家文書 (その二)

藤井二郎家文書 (その二)

公益財団法人 福島県文化振興財団

序

福島県歴史資料館は、本県に關係する県内外の古文書・古記録・公文書などを継続的に収集・保存してきました。昭和四十五年の開館から現在までに、当館に収蔵された歴史資料は約二十四万点に及んでいます。これらの貴重な歴史資料は歴史研究者や地域の歴史研究会、市町村史の編纂、歴史資料展などに広く活用されており、本県の歴史を解き明かすうえで欠かせない県民共有の財産となっています。本県と県民の歴史を後世に確実に伝えるていくことは、当館の大きな責務となっています。

福島県歴史資料館では、収集した歴史資料を整理して、その目録を作成しています。昭和四十六年度から『福島県歴史資料館収蔵資料目録』を毎年一冊刊行し、すでに五十三冊を数えています。本年度刊行の第五十四集は四件の文書群、菊池田夫家文書（その二）二三八点（東白川郡塙町）・白石禎彦家文書（その一）二九一点（東京都豊島区）・秦太一郎家文書（その二）一二九点（埼玉県春日部市）・藤井二郎家文書（その二）一〇一点（郡山市）を収録しています。本県の歴史研究において、本目録をご活用いただければ幸いに存じます。

令和五年三月

公益財団法人 福島県文化振興財団 理事長 鈴木 淳 一

凡 例

一、本目録は『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十四集、県内諸家寄託文書（48）である。

当財団が管理・運営する福島県歴史資料館収蔵資料のうち、令和四年度に整理を終えた以下の文書を収録した。東白川郡塙町菊池田夫家文書（その二）二三八点、東京都豊島区白石禎彦家文書（その二）二九一点、埼玉県春日部市秦太一郎家文書（その二）一二九点、郡山市藤井二郎家文書（その二）一〇一点。

なお、本目録収載資料であっても、資料の状態や形態等の理由により通常閲覧できないものがある。

二、本目録は、おおむね『福島県歴史資料館近世文書の整理法』に拠って、分類整理した。近代文書もこの分類に準拠した。
近世文書分類項目

- 1、藩と藩政（代官と幕政）
藩主・代官、家臣、藩法・布令、藩政・幕政、戊辰戦争
- 2、村と町
土地、人口、年貢、諸負担、村と町
- 3、産業
農業、製造業、鉱業、水産業、商業・金融
- 4、交通
陸上交通、大名幕府役人休泊、宿駅・問屋、助郷、飛脚、河川・海上交通

5、一揆・訴願

6、寺 社

7、文 化

文化一般、学芸、学術芸能、医療・博物、歴史・地誌、娯楽・習俗
三、目録の記載形式は、次のとおりである。

1、番 号 所蔵者別に通し番号を付した。

2、主要部門 近世文書分類項目に準拠した。

3、資料名 文書の表題に拠った。ただし、編者が適当と推定して表題を付したものは「」で包んだ。

4、資料内容 内容を記す必要のある文書は表題のわきに「」で包んで記載した。

5、年 代 年月日まで記載し、同一表題の文書が数年にわたる場合には「」記号で結んだ。年月日不明の文書は空欄とした。

6、形 態 大判型・中判型・小判型、一紙、袋入、軸、絵図、縦帳・横帳の区別をした。

7、種 類 原本、控、下書、写、写本、抄本、板本、刊本、活版、その他。

8、数 量 冊、綴、通、巻、枚の区別をした。

四、菊池田夫家文書（その二）および藤井二郎家文書（その二）の編集ならびに解説は、当財団文化センター歴史資料課主任学芸員小野孝太郎が担当した。白石禎彦家文書（その二）の編集ならびに解説は、課長渡邊智裕が担当した。秦太一郎家文書（その二）の編集ならびに解説は、学芸員片村峰雪が担当した。

目次

序

凡例

一、菊池田夫家文書（その二）……………一

二、白石禎彦家文書（その二）……………二三

三、秦太一郎家文書（その二）……………五二

四、藤井二郎家文書（その二）……………六四

一 菊池田夫家文書（その二）

所在
所有者
内容

東白川郡塙町
菊池明夫
『歴史資料館収蔵資料目録』第七集に収録した「菊池田夫家文書」の追加分。棚倉藩および幕府領塙代官の支配下におかれた白川郡板庭村の名主文書の一部で、近世文書・近世史料一〇二点、近現代文書一三六点を収録した。宗門人別改帳・年貢勘定帳・村明細や村役人引渡目録などが含まれており、近世期から近代前期にかけての村政基礎史料が多い点特徴的である。

近世文書

藩と藩政（代官と幕政）

藩法・布令

〈条目〉

1 寺西八ヶ條

（寺西重次郎御役所、こゝろ正直にしてよきことをすべし等八ヶ條の趣ふだん心かけ大切に相守るべし、板庭村所持）

寛政五・正 中判型 写本 一冊

〈高札〉

2 覺

（太政官より、萬國公法ヲ以心得違無之様并外國人へ暴行ノ所業無之様、五榜の掲示第四札、白川郡板庭村所持）

〔慶応四〕 高札 原本 一面

藩政（幕政）

〈御手当〉

3 御手當金渡扣帳

（板庭村役元、養育料・臨時御手當等）

文政二・一二・二九 中判型 原本 一冊

村と町

土地

〈田畑成替〉

4 陸奥國白河郡棚倉領板庭村田畑成替帳

（渡邊甚八、下々畑／＼下々田成二付）

享保一三・一〇 中判型 写本 一冊

〈空地・荒地・新田〉

5 空地之義ニ付御答申上候書付

（白川郡板庭村名主左四郎外二名より蔭山外記様御役所

明和元・一一 中判型 控 一冊

宛、御尋之儀新發仕地味試等仕候場所無御座)	6 新古田畑之内無開發荒所起返等有無書上帳 (陸奥國白川郡板庭村名主左四郎外三名より蔭山外記様御役所宛、享保年中以來御高入二相成候分荒所御吟味之處新田之類一切無御座)	明和元・一二 中判型 下書 一冊 豎帳
人口	7 品々書上帳 (板庭村名主兵右衛門外二名より塙御役所宛、御糺ニ付姫駕取入用金無之難義仕候者并持高無之難義致候者書上)	文化三・八 中判型 下書 一冊 豎帳
〈宗門人別改帳〉	8 宗門人別書上帳 (白川郡板庭村名主庄右衛門外二名より寺西重治郎様御役所宛、白川郡中野村真言宗觀行院等奥書連印)	文化一五・三 中判型 下書 一冊 豎帳
9 宗門人別書上帳 (白川郡板庭村名主庄右衛門外二名より寺西重次郎様塙御役所宛、白川郡中野村真言宗觀行院等奥書連印)		文政六・三 中判型 下書 一冊 豎帳
10 宗門人別相改帳 (板庭村名主健作外三名より塙御役所宛、綴じ外れ)	11 宗門人別相改帳 (板庭村名主庄右衛門外三名より塙御役所宛)	元治二・三 中判型 下書 一冊 豎帳
12 増減差引相改帳 (白川郡板庭村名主健作外三名より塙御役所宛、家数・人別増減)	13 人別増減差引相改帳 (白川郡板庭村名主庄右衛門外五名より塙御役所宛、綴じ外れ)	元治二・三 中判型 下書 一冊 豎帳
〈五人組人別帳〉	14 五人組〔覚〕 (白川郡板庭村)	〔江戸期〕 中判型 下書 一冊 豎帳
年貢	15 〔五人組〕覚 (板庭村)	〔江戸期〕 中判型 控 一冊 豎帳
16 二納石代割附帳 (板庭村役元)	〈取立・収納〉	文政九・一一 中判型 原本 一冊 横帳

17	五反畑年貢渡帳 (板庭村役元)	天保三・ 閏一一	中判型 横帳	原本 一冊	
18	〔御年貢諸入用請取割渡帳綴〕 (天保七)		中判型 横帳	原本 一綴	28 諸割附目録 (板庭村名主佐四郎、夏指割付・御廻米割付・御年貢割付・明神指割付・余内粉割付・暮指割付等御年貢諸入用割合、宝曆一三年より明和五年分)
①	①申御年貢請取帳 (板庭村役元)	天保七・ 一〇	中判型 横帳	原本 一冊	
②	②麦種代并粉金割渡帳 (板庭村役元)	天保七・ 一二	中判型 横帳	原本 一冊	29 諸割附目録 (塙御料板庭村名主佐次右衛門、欠方割付・御廻米割付・畑方割付・式納石代割付・余内粉割付・暮指割付等御年貢諸入用割合)
19	初納畑方割付取立帳 (板庭村役元)	安政六・ 一〇・五	中判型 横帳	原本 一冊	
20	初納畑方割附取立帳 (板庭村役元)	万延元・ 一〇・九	中判型 横帳	原本 一冊	
21	三納石代割付取立帳 (板庭村役元)	文久元・ 一二・五	中判型 横帳	原本 一冊	30 諸割合目録 (板庭村役元、畑方割附・郷藏入用割・御廻米割附・式納石代割・郡金并御陣屋御普請入用割・三納割・暮さし割等御年貢諸入用割合)
22	酉三納石代割付取立帳 (板庭村役元)	文久二・三 ・七	中判型 横帳	原本 一冊	
23	三納皆済金割附取立帳 (板庭村役元)	文久四・三 ・吉	中判型 横帳	原本 一冊	31 諸割合目録 (板庭村役元、定免切替入用・四月指割・さし割・畑方・初二納・御廻米・暮指割・三納割等御年貢諸入用割合)
24	〔御年貢諸入用勘定帳〕 (下石井金・御年貢残)	〔江戸期〕	中判型 横帳	原本 一冊	
25	〔御年貢諸入用等勘定〕 覚	〔江戸期〕	一紙 下書	一通	
26	〔御年貢諸入用等勘定帳断簡〕	〔江戸期〕	一紙 原本	三通	32 諸割合目録 (板庭村役元、畑方・初二納・二納石代割・御廻米割・
27	〔金子勘定覚〕	〔江戸期〕	一紙 下書	一通	文化一四・ 四・吉 中判型 写本 一冊

33 諸割合目録 （四月割・益指割・畑方割・初二納・二納石代・余内割・暮さし割等御年貢諸入用割合、「俵懸り割」合綴） 表懸り割・余内割・三納石代割・暮指し割付等御年貢諸入用割合） 文化一五・三・吉 中判型 原本 一綴 豎帳	38 諸割合目録 （板庭村役元、指割・郡金割・畑方割・御廻米割・二納割・御年貢粉割・余内割・三納割・用水人足割等御年貢諸入用割合） 内割・暮指割・釜ヶ測橋直し入用等御年貢諸入用割合） 文久二・四・二八 中判型 原本 一冊 豎帳
34 〔諸割合目録〕 （白坂宿入用并郡金割・御巡見入用・二納割・御廻米割・御年貢御下金割返し・暮さし割・余内粉割合等御年貢諸入用割合、綴じ外れ） 〔天保一二〕 中判型 原本 一冊 豎帳	39 諸割合目録 （板庭村役元、郡金割・用水差割・畑方割・二納石代割・余内割・天狗入用・御廻米納入用割合等御年貢諸入用割合） 元治元・四 中判型 原本 一冊 豎帳
35 諸割合目録 （板庭村役元、畑方割・小二納割・十月割・暮指割・三納割・用水割等御年貢諸入用割合） 弘化四・一〇 中判型 原本 一冊 豎帳	40 諸割合目録 （板庭村役元、四月七月両差割・畑方割・小二納割・二納石代割・御廻米割・水戸植田村御返米納入用割・三納石代割・余内割御年貢皆済割等御年貢諸入用割合） 慶応元・七 中判型 原本 一冊 豎帳
36 諸割合目録 （板庭村役元、四月指割・七月郡金割・畑方割・小二納割・二納割・三納石代割・差し割・余内割・江戸入用割合・御年貢割合等御年貢諸入用割合） 安政六・四・二三 中判型 原本 一冊 豎帳	41 割合目録内訳 （御錢別軒割・御錢別高割・二納石代・三納石代・三納皆済わり・宗門入用・用水割・御廻村其外さし割・傳馬人足割・かきやく割等御年貢諸入用割合） 〔江戸期〕 中判型 原本 一冊 豎帳
37 諸割合目録 （板庭村役元、畑方割・郡金割・二納割・御勘定様方御見分入用・御廻米割合・余 文久元・四・吉 中判型 原本 一冊 豎帳	

菊池田夫家文書（その二）	42	御廻米割附帳 （板庭村役元）	文久元・ 一一・一三	中判型 横帳	原本	一冊
	43	御廻米割付取立帳 （板庭村役元）	文久二・ 一一・朔	中判型 横帳	原本	一冊
	44	御廻米割附帳 （板庭村役元）	文久三・ 一一・九	中判型 横帳	原本	一冊
	45	御廻米割附取立帳 （板庭村役元）	元治二・正 ・二三	中判型 横帳	原本	一冊
	46	俵掛り取立帳 （板庭村役元、「御廻米覺」合綴）	慶応元・ 一一・一九	中判型 横帳	原本	一綴
	47	御廻米割附取立帳 （板庭村役元）	慶応元・ 一一	中判型 横帳	原本	一冊
	48	寅御廻米割賦一村限帳 （板庭村名主菊池庄右衛門）	慶応三・正	中判型 竖帳	原本	一冊
	49	卯御年貢皆済帳 （板庭村名主定蔵）	文化五・三	中判型 横帳	原本	一冊
	50	戌御年貢皆済帳 （板庭村役元）	文政一〇・ 正	中判型 横帳	原本	一冊
	51	巳御年貢皆済帳 （板庭村名主正右衛門）	天保五・三	中判型 横帳	原本	一冊
	52	戌御年貢皆済帳 （板庭村名主庄右衛門、綴じ紐に「御年貢受取」覚）合綴）	天保一〇	中判型 横帳	原本	一綴
	53	〔御年貢皆済帳〕 〔御年貢皆済目録〕 〔江戸後期〕		中判型 横帳	原本	一冊
	54	御目録写書上帳 （白川郡板庭村名主左次右衛門より藤本甚助様御役所宛、御料初年〆御廻米諸石代御尋二付皆済目録書拔差上、享保一四年より明和四年分） 〔年貢上納二差借用証文類〕	明和五・二	中判型 竖帳	控	一冊
	55	皆済金貸付帳 （板庭村役元） 諸負担	安政六・四	中判型 横帳	原本	一冊
	56	駈附人足鑑札渡帳 （白川郡板庭村名主庄右衛門外一名より、御代官内海多次郎様御支配二相成鑑札御書替銘々相渡）	万延元・六	中判型 竖帳	控	一冊

村と町

〔村明細〕

57 陸奥國白川郡板庭村明細差出帳
〔板庭村名主健作より塙御役
所宛、田畑高・御林・秣場
・堰・家数人別・寺社・畑
作仕付品・農業之間稼等記
載〕
文久元・八 中判型 原本 一冊
豎帳

〔御用留〕

58 〔横帳断簡〕
〔秋割郡金上納之旨順達・御
廻米差出方順達等、綴じ外
れ〕
〔江戸期〕 一紙 原本 二通

〔村入用〕

59 針金調勘定扣帳
〔鉄代・針金代・木挽拂・鍛
次屋等勘定差引〕
嘉永五・
閏二 中判型 原本 一冊
横帳

60 くれさし取立帳
〔板庭村役元〕
安政六・
一二・二八 中判型 原本 一冊
横帳

61 指割附取立帳
〔板庭村役元〕
文久元・七 中判型 原本 一冊
横帳

62 流毛御見分并橋返納割付帳
〔板庭村役元〕
文久二・三 中判型 原本 一冊
横帳

63 〔諸入用勘定〕覚
〔江戸期〕 一紙 下書 一通

〔郡金〕

64 二月郡金割附帳
〔板庭村役元〕
文久三・三 中判型 原本 一冊
・吉 横帳

〔村役人交替・引継〕

65 諸帳面引渡目録
〔板庭村名主兵右衛門外六名
より後役庄右衛門宛、御高
札・帳面・絵図・鉄炮等引
渡〕
寛政五・七 中判型 原本 一冊
・二三 豎帳

66 諸帳面引渡目録
〔板庭村名主治右衛門外九名
より後役庄右衛門宛、五人
組立会御高札・帳面・絵図
・鉄炮・御藏鍵等引渡〕
文化一〇・
二 中判型 原本 一冊
豎帳

67 諸帳面引渡目録
〔白川郡板庭村名主治右衛門
外一二名より後役庄右衛門
宛、五人組立合御高札・帳
面・絵図・鉄炮・御藏鍵等
引渡、綴じ外れ〕
文化一五・
正・二〇 中判型 原本 一冊
豎帳

68 諸帳面引渡目録
〔白川郡板庭村名主兵右衛門
外一二名より後役庄右衛門
宛、五人組立合御高札・帳
面・絵図・鉄炮・御藏鍵等
引渡〕
文政五・
閏正 中判型 原本 一冊
豎帳

69	諸帳面引渡目録 (白川郡板庭村名主兵右衛門 外一二名より後役庄右衛門 宛、五人組立會二而御高札 ・帳面・絵図・鉄炮・御蔵 鍵等引渡) 文政九・二 中判型 原本 一冊 堅 帳
70	諸帳面引渡目録 (白川郡板庭村名主奎之助外 一二名より後役庄右衛門宛、 五人組立合二而御高札・帳 面・絵図・鉄炮・御蔵鍵等 引渡) 安政六・三 中判型 控 一冊 堅 帳
71	諸帳面引渡目録 (白河郡板庭村先名主庄右衛 門外一二名より後名主健作 宛、五人組立合御高札・帳 面・絵図・鉄炮・御蔵鍵等 引渡) 文久元・六 中判型 控 一冊 堅 帳
72	中野村御田地敷金返済帳 (「困窮人」[「寛」]等合綴、綴 じ紐に「〔金子書上〕」結付 け) 文政二・ 一二・二九 中判型 原本 一冊 横 帳
73	〔質地金勘定等書留帳〕 (幕末期) 中判型 原本 一冊 堅 帳
74	鉄炮證文 (白川郡板庭村預り人次右衛 門) 文久三・三 中判型 控 一冊 堅 帳
75	〔田草取置〕覚 (川除) 〔江戸期〕 一 紙 原本 一通
76	御普請所ヶ所書上帳 (奥羽白川郡板庭村名主弥惣 右衛門外二名より前沢藤十 郎様御役所宛、堰水取申場 所五ヶ所御普請所ヶ所限 二間数書上) 宝暦一三・ 二 中判型 控 一冊 堅 帳
77	奥州白川郡板庭村久慈川通川除 當寅春御普請出来形帳 (白川郡板庭村、大雨出水二 而川除枰流出二付御普請被 仰付) 文政一三・ 四 中判型 下書 一冊 堅 帳
78	〔川除用水普請帳綴〕 (江戸後期) 中判型 原本 一綴 堅 帳
79	①川除御普請所 (両度之大雨洪水二而川除枰 不残押流候二付御普請被仰 付候様) 〔寛政九〕 中判型 下書 一冊 堅 帳

②川除御普請目論見帳 （白川郡板庭村名主兵右衛門 外二名より寺西重治郎様御 役所宛、大洪水ニ而川除押 夥敷欠込候ニ付御普請被仰 付候様） 文政七・八 中判型 下書 一冊	③用水御普請目論見帳 （白川郡板庭村、大洪水ニ而 堰杵等押流ニ付御普請被仰 付候様） 文政七・八 中判型 下書 一冊	④用水御普請目論見帳 （白川郡板庭村名主治右衛門 外三名より寺西重治郎様御 役所宛、大洪水ニ而堰杵等 不残押流ニ付御普請被仰付 候様） 寛政九・ 閏七 中判型 下書 一冊	⑤用水御普請目論見帳 （白川郡板庭村名主兵右衛門 外二名より塙御役所宛、大 洪水ニ而堰杵等押流ニ付御 普請被仰付候様） 文政七・八 中判型 下書 一冊	⑥川除御普請目論見帳 （白川郡板庭村名主治右衛門 外三名より寺西重治郎様御 役所宛、大洪水ニ而川除杵 等押流ニ付御普請被仰付候 様） 寛政九・ 閏七 中判型 下書 一冊	79 御林改書上帳 （板庭村、御代官様御林之訳 御尋ニ付反別・木数書上） 宝曆一〇・ 九 中判型 控 一冊	80 御林木改帳 （板庭村御林反別・木数等書 上） 寛政九・三 中判型 控 一冊	81 御林根伐證文之事 （寺西重次郎手代曾根可六よ り板庭村名主庄右衛門外二 名宛、御林木立枯風折相成 御拂之儀） 文政七・ 一二 卷子 原本 一卷	82 御林木数寸間取調書上帳 （白川郡板庭村名主庄右衛門 外二名より塙御役所宛、字 御立山御林之儀） 慶応四・二 中判型 原本 一冊	83 御林木数寸間改書上帳 （白川郡板庭村名主庄右衛門 外二名より塙御役所宛、字 御立山御林之儀） 慶応四・二 中判型 原本 一冊	製造業 〈鍛冶〉 84 乍恐以書付奉願上候 （板庭村譲受人名主庄右衛門 外七名より塙御役所宛、上 石井村百姓より鍛冶屋渡世） 万延二・二 中判型 写本 一冊
--	--	---	---	--	---	--	--	--	---	---

譲受農間鍛冶屋渡世仕度、
昭和期の書き写し)

交通

陸上交通

〈道中記〉

85 江戸出符入用帳
(水戸經由道中并江戸滞在中
費用)
天保一〇・
七・晦
小判型
原本
一冊

助郷

86 助郷人馬其外足賄入用書上帳
(陸奥國白川郡板庭村名主庄
右衛門外二名より塙御役所
宛、綴じ外れ)
天保一三・
六
中判型
原本
一冊

87 助郷人馬其外足賄入用書上帳
(陸奥國白川郡板庭村名主庄
右衛門外二名、綴じ外れ)
天保一三・
六
中判型
原本
一冊

88 芦野宿助郷賃銀取調書上帳
(白川郡板庭村名主庄右衛門
外二名より塙御役所宛、芦
野宿助郷賃銀五ヶ年分取調
差上)
慶応二・二
中判型
原本
一冊

89 村高人別家数書上帳
(奥州白川郡板庭村名主庄右
衛門外二名、助郷勤高并助
郷相勤候分家数)
〔江戸後期〕
中判型
控
一冊

文化

学術芸能

〈往来物〉

90 〔援山庭訓往来 下〕
(問屋本石町十軒店書林山金
堂、猿山周曉書)
天明〔三〕
癸卯・六
中判型
板本
一冊

91 年中往来
(水城北山人玉木庭子椿書、
竜田詣・深草元政壁書・つ
れく草・自遣往来・百姓
今川准状等筆写、白川郡板
庭村菊池莊三郎所持、板庭
村手跡於稽古場書)
文化九・三
中判型
写本
一冊

92 女今川岸姫松 全
(東都書肆繪本錦繪松林堂藤
岡屋慶次郎版、内山松陰主
人書、奥州白川郡板庭村本
宅所持)
弘化四・正
中判型
板本
一冊

93 卒令傳因結切紙
(安恵治兵衛次綿より大谷長
右衛門宛、上秋官領入道不
識院謙信輝虎朝臣加治遠江
守景英著大極秘彼甲之傳法)
弘化二・正
卷子
原本
一卷

歴史・地誌

94 太平記 卷第十九 卷第二十
（持主菊地吉治郎、白河郡塙
御料板庭村菊地要助江御返
シ可成下）

〔江戸期〕

中判型 板本 一冊
縦 帳

娯楽・習俗

〔信仰〕

95 〔三社託宣〕

〔江戸期〕

軸 原本 一幅

近現代文書（明治期～昭和後期）

県と県政（藩と藩政）

法令

〔県達〕

96

〔磐前縣達綴〕

（薬店商業取調雛形・大藏省
及開拓使正金兌換證券之内
通用停止・證券印紙貼用心
得方規則増補・犯姦條例・
郵便犯罪罰則増補等、綴じ
外れ）

〔明治六〕

中判型 板本 一綴
縦 帳

戊辰戦争

97

軍夫人足半高半家割合帳
（板庭村役元）

明治元・
一〇・一八

中判型 原本 一冊
横 帳

98

人馬勤高取調書上帳
（白川郡板庭村名主庄右衛門
外二名より軍夫御役所宛、
棚倉詰・二本松詰・会津詰
・白川詰軍夫書上）

明治元・
一一

中判型 原本 一冊
縦 帳

村と町

土地

99

持地代付書上一村合帳
（第五大區小六區區長、銘々
方書上雛形、綴じ外れ）

〔明治六〕
癸酉・一・
一七

中判型 写本 一冊
縦 帳

100 〔山林原野測量帳〕 〔明治一一〕 中判型 原本 一綴 横 帳 ①字前山山林原野測量帳 (第八區板庭村、表紙墨書「第二号」) 明治一一・ 四 中判型 原本 一冊 横 帳	②字大作山林原野測量帳 (第十八區板庭村、表紙墨書「第三号」) 明治一一・ 四 中判型 原本 一冊 横 帳	③字高坊山林原野測量帳 (第十八區板庭村、表紙墨書「第四号」) 明治一一・ 四・五 中判型 原本 一冊 横 帳	④字辨天山林原野測量帳 (第十八區板庭村) 明治一一・ 四 中判型 原本 一冊 横 帳	101 〔持地書上帳〕 (生田目弥市、白川郡板庭村 地弥市持地田畑屋敷反別高 地代金書上、綴じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	102 〔持地書上帳〕 (右村藤田豊治、豊治持地田 畑屋敷反別高地代金書上、 綴じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	103 〔持地書上帳〕 (白川郡板庭村地佐藤弥宗右 衛門持地田畑屋敷反別高地 代金書上、朱書「改済」、綴 じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	104 〔持地書上帳〕 (白川郡板庭村本多富三郎等、 板庭村地富三郎等持地畑屋 敷反別高地代金書上、綴じ 外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	105 〔持地書上帳〕 (白川郡板庭村生田目勝右衛 門、板庭村地勝右衛門持地 田畑屋敷反別高地代金書上、 綴じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	106 〔持地書上帳〕 (右村金澤栄太郎、栄太郎持 地田畑屋敷反別高地代金書 上、朱書「改済」、綴じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	107 〔持地書上帳〕 (白川郡板庭村佐藤宇右衛門、 板庭村地宇右衛門持地田畑 屋敷反別高地代金書上、朱 書「改済」、綴じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	108 〔持地書上帳〕 (右村金澤つる、つる持地田 畑屋敷反別高地代金書上、 綴じ外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳	109 〔持地書上帳〕 (白川郡板庭村菊池庄右衛門 外一名、板庭村地庄右衛門 等持地田畑屋敷反別高地代 金書上、朱書「極改」、綴じ 外れ) 〔明治初期〕 中判型 下書 一冊 豎 帳
--	---	---	---	---	---	--	---	---	--	---	---	--

110	〔持地書上帳〕 〔白川郡板庭村地田畑屋敷反別高地代金書上、中欠〕	〔明治初期〕	中判型 縦帳	原本	一冊
111	〔田畑反別地代金書上帳〕 〔綴じ外れ〕	〔明治初期〕	中判型 縦帳	原本	一冊
112	持地代附書上一村合帳 〔第一大區小一區磐前郡北目村高木一蔵、持地書上帳簿雛形、綴じ外れ〕	〔明治前期〕	中判型 縦帳	写本	一冊
113	磐前郡北目村持地一筆限帳 〔第一大區小一區磐前郡北目村農高木一蔵、持地書上帳右書抜雛形、綴じ外れ〕	〔明治前期〕	中判型 縦帳	写本	一冊
114	〔田畑反別地價地稅書上帳〕 〔綴じ外れ〕	〔明治前・中期〕	中判型 縦帳	原本	一冊
115	〔田畑宅地反別地價金稅金名寄書上帳〕	〔明治期〕	中判型 縦帳	原本	一冊
116	〔田畑宅地反別地價金稅金名寄書上帳〕	〔明治期〕	中判型 縦帳	原本	一冊
117	地所賣買ニ付地券書換願 〔磐城国白川郡板庭村買請人菊池庄右衛門外一名より東白川郡長奥村新一郎宛、綴じ外れ〕	明治一二・七	中判型 縦帳	控	一冊
118	人口 〔宗門人別改帳〕 〔綴じ外れ〕	〔明治初期〕	一紙	下書	一枚
119	五人組取調書上帳 〔五人組合組替二付〕 〔戸籍〕	明治四・七	中判型 縦帳	原本	一冊
120	〔戸籍帳断簡〕 〔綴じ外れ〕	〔明治四〕	一紙	下書	一枚
121	棚倉縣管轄第庚ノ區戸籍之十一 〔磐城国白川郡板庭村、閱覽禁止〕	明治五	中判型 縦帳	写本	一冊
122	〔人名書上〕 〔下野国芳賀郡逆川村綱川醫院内綱川龍夫〕	〔明治期〕	一紙	写	一通
123	初納畑方割付取立帳 〔板庭邨役元〕	明治六・一・二七	中判型 横帳	原本	一冊
124	〔通達〕 〔東白川郡長奥村新一郎代理〕	明治一三・六・一二	中判型 縦帳	原本	一冊
125	貢稅 〔取立・收納〕				

東白川郡書記佐野多氣雄より、願ノ趣聞届候条税金上納検印方租税課へ可申出、綴じ外れ)

125 荒地免租年期明税納之儀願
(東白川郡板庭村地主惣代菊池庄右衛門外三名より福島縣令赤司欽一宛)
明治一八・
中判型 控 一冊

〈貢税諸入用割合目録〉

126 諸割合目録
(板庭村役元、畑方割・二納石代割合・御廻米割・傳馬人足割・用水割・三納皆済割・余内割等貢税諸入用割合)
明治二・
中判型 原本 一冊

諸割合目録
(板庭村役元、芦野助合賃銀割落分・さし割・畑方割合・御廻米割・三納石代割・余内割合・租税皆済割合・用水割等貢税諸入用割合、〔用水・かきやく・傳馬人足割付〕挟み込み)

127 諸割合目録
(板庭村役元、芦野助合賃銀割落分・さし割・畑方割合・御廻米割・三納石代割・余内割合・租税皆済割合・用水割等貢税諸入用割合、〔用水・かきやく・傳馬人足割付〕挟み込み)
明治三・七
中判型 原本 一冊

諸割合目録
(第五大區小六區板庭村役元、田方租税割合・御上米割合・用水割・傳馬人足割・余内割・山代金割等貢税諸入用割合、〔御上米割合内訳書〕挟み込み)

128 諸割合目録
(第五大區小六區板庭村役元、田方租税割合・御上米割合・用水割・傳馬人足割・余内割・山代金割等貢税諸入用割合、〔御上米割合内訳書〕挟み込み)
明治六・一
中判型 原本 一冊

村と町

〈村明細〉

129 明細村鑑帳
(磐城國白川郡第五大區六小區板庭村、田畑高・寺社・入會・秣場・堰・人員・畑仕付品・農業之外稼等記載、癸酉年六月十七日付付箋「壬申雜税請取」添付、綴じ外れ)
〔明治前期〕
中判型 控 一冊

御達書
(役元、磐前縣達依願免出仕・大藏省布告貢米郡申請取渡規則中改正等布告・布達書留、綴じ外れ)
〔諸願伺届留〕

〈御達留〉

130 御達書
(役元、磐前縣達依願免出仕・大藏省布告貢米郡申請取渡規則中改正等布告・布達書留、綴じ外れ)
明治六・三
中判型 原本 一冊

131 〔諸帳面綴〕
〔明治二〕
中判型 控 一綴

①無住請合手形
(白川郡塙村真言宗地藏院より藤江銀右衛門外一名宛、板庭村真言宗淨性院無住二付御請合)
明治二・三
中判型 控 一冊

②人数増減相調書上帳
(板庭村庄屋庄右衛門、宗門)

明治二・三
中判型 控 一冊

御改ニ付人数増減相調書上)	132	〔諸帳面綴〕 (田畑石高地代金書上・菊池庄右衛門財産御届・浄性院上地調・御立山官林調、綴じ外れ)	〔明治前期〕 中判型 原本 一綴 堅帳
〔諸帳面綴〕	133	〔明治前期〕 中判型 原本 一綴 堅帳	
①奥州白河郡板庭村當子損地売人別請印帳 (白川郡板庭村、大風雨久慈川出水ニ而田方損地出来ニ付)		元治元・一〇 中判型 原本 一冊 堅帳	
②高反別取調書上帳 (第五大區六小區白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門外四名より磐前縣御役所宛)		明治五・六 中判型 控 一冊 堅帳	
③〔引込駒代金覚〕 (第五大區小六區白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門より磐前縣御役所宛)		明治五・九 一紙 原本 一通	
④〔戊より未迄貢米書上〕 (第五大區六小區白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門外三名より磐前縣御役所宛)		明治五・九 中判型 控 一冊 堅帳	
⑤神社取調帳 (第五大區六小區白川郡板庭村旧神官天野子温より磐前		明治五・六 中判型 控 一冊 ・二二 堅帳	
縣御役所宛)		明治五・七 中判型 原本 一冊 堅帳	
⑥橋普請并橋錢取立見積調帳 (白川郡板庭村村長菊池庄右衛門等より磐前縣御役所宛)		明治五・正 中判型 控 一冊 堅帳	
⑦乍恐以書付奉願上候 (板庭村村長菊池庄右衛門外二名より郡務御役所宛、糶拂之品物代金之儀半金兩度ニ而皆済仕度)		〔明治五〕 壬申・六 中判型 写本 一冊 堅帳	
⑧蠶種製造之儀御布告 全改正規則 (太政官より、蠶種製造方大總代申合書含)		明治五・一一・九 中判型 写本 一冊 堅帳	
⑨〔明治五年太政官布告第三三七号〕 (太政官より、改曆ノ儀)		〔明治五〕 壬申・一一 中判型 写本 一冊 堅帳	
⑩〔磐前県布告〕 (磐前縣權令村上光雄外一名より、貢米石代納時所平均相場ヲ以御取固相成候条)		明治五・一〇 一紙 控 一通	
⑪〔困窮脱走人御届〕 (第五大區小六區白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門より磐前縣御役所宛)		明治六・三一 一紙 原本 一通	
⑫〔納米内訳取調書上〕 (白川郡板庭村伍長菊池庄左衛門より磐前縣權令村上光雄外一名宛)			

⑬〔辛未一ヶ年分磐前縣物産表〕 （第五大區小六區白川郡板庭村） 〔明治五〕 一 紙 控 一通	⑭〔壬申一ヶ年分磐前縣物産表〕 （第五大區小六區白川郡板庭村伍長菊池庄左衛門より事務御取扱所宛） 明治六・三 中判型 控 一冊 豎 帳	⑮〔田畑賣直段質入直段書上〕 （第五大區小六區白川郡板庭村） 〔明治初期〕 一 紙 控 二通	⑯〔持馬書上〕 （第五大區小六區板庭村伍長菊池庄左衛門より小六七區正副戸長宛） 〔明治初期〕 一 紙 控 一通 四・一四	⑰〔持馬書上〕 （第五大區小六區板庭村伍長菊池庄左衛門より小六七區正副戸長宛） 〔明治初期〕 一 紙 控 一通 四・一四	⑱〔村高戸数人員書上〕 （第五大區小六區白川郡板庭村伍長菊池庄左衛門より磐前縣御出役宛） 明治六・四 一 紙 控 一通 ・二八	⑲〔清酒造高書上〕 （白川郡板庭村酒造人本多六左衛門外一名より磐前縣十五等出仕石山敬太郎宛） 明治六・五 一 紙 控 一通 ・六	⑳明治六年十七歳之者取調書上帳 （第五大區小六區白川郡板庭村） 〔明治六〕 中判型 原本 一冊 豎 帳	村伍長菊池庄左衛門）	㉑明治六年十八歳之者取調書上帳 （第五大區小六區白川郡板庭村伍長菊池庄左衛門） 明治六・五 中判型 原本 一冊 豎 帳	㉒明治六年十九歳之者取調書上帳 （第五大區小六區白川郡板庭村伍長菊池庄左衛門） 明治六・五 中判型 原本 一冊 豎 帳	㉓〔社倉麦拝借願〕 （第五大區小六區板庭村伍長菊池庄左衛門より小六七區御會所宛） 明治六・六 一 紙 原本 一通	㉔以書付奉願上候 （第五大區小六區板庭村農願人生田目泰市郎外二名より磐前縣權令村上光雄宛、農間馬喰渡世仕度） 明治六・六 一 紙 原本 一通 ・二〇	㉕〔寺院上地取調書上〕 （白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門外四名より磐前縣御役所宛） 明治五・九 中判型 控 一冊 横 帳	㉖〔上地取調書上〕 （白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門外四名より磐前縣御役所宛） 明治五・九 一 紙 控 一通	㉗〔上地取調書上〕 （白川郡板庭村伍長菊池庄左衛門外一名より磐前縣權令村上光雄宛、浄性院分） 明治六・六 一 紙 控 一通
--	---	--	--	--	---	--	---	-------------------	---	---	--	--	---	---	---

②⑧〔土地取調書上〕 （板庭村旧伍長菊池庄右衛門より磐前縣權中属武藤子直宛、浄性院・觀音寺・阿弥陀堂分） 明治六・一〇・二 中判型 控 一冊	②⑨〔村高反別取調書上〕 （第五大區小六區白川郡板庭村戸長菊池庄右衛門外一名より磐前縣權令村上光雄外一名宛） 明治六・一・一六 中判型 原本 一冊	③⑩〔大藏省達〕 （地所賣買并讓渡之分地券渡方等規則） 〔明治五〕 壬申・二 中判型 写本 一冊	③⑪〔達〕 （地券證書渡方之儀） 〔明治初期〕 中判型 写本 一冊	③⑫乍恐以書付御届奉申上候 （板庭村庄屋庄右衛門外二名より郡督御役所宛、去辰御年貢御取立御年延願） 明治二・六・八 中判型 原本 一冊	③⑬奉拝借米證文之事 （板庭村庄長菊池庄右衛門外三名より御家門御役所宛、村方極難渋之百姓田方植付夫喰二差支二付） 明治四・五・一 一紙 原本 一通	③⑭〔以書付御答奉申上候〕 （第五大區小六區板庭村伍長菊池庄左衛門より御會所宛、御田地無仕付之儀被訴爭論二付御答） 明治六・六 中判型 原本 一冊	③⑮乍恐以書付奉願上候 （白川郡板庭村庄屋庄右衛門より郡務御役所宛、買請之畑地二而不法有之御訴之儀御利解被仰付被下置候様） 明治三・九 中判型 原本 一冊	③⑯申渡 （瑞取締黒羽御役所より白川郡板庭村宛、七拾年以上之老人を被祝鳥目下賜） 〔明治元〕 辰・一二 中判型 写本 一冊	③⑰乍恐以書附御歎願奉申上候 （板庭村庄屋庄右衛門外七名より東郷郡督御役所宛、村方御住宅之旦那様方江御飯米差上候二付正米納御勘弁相成候様） 明治二・一二 中判型 控 一冊	③⑱乍恐以書付奉願上候 （白川郡板庭村庄屋庄右衛門外四名より東郷郡督御役所宛、昨年違作二付極難渋之百姓江御手當頂戴仕度） 明治三・三 中判型 原本 一冊	③⑲〔布告諸達書留〕 （貫属停候宿料拂方・村長市長戸長副戸長ト改称等之儀・莊屋名主年寄相廃止戸長副戸長ト改称等之儀） 〔明治五〕 中判型 写本 一冊	④⑰〔諸達書留〕 （中小學諸規則・諸願何届書區正副戸長之内并伍長連印之儀・御布告張出之儀） 〔明治六〕 中判型 写本 一冊
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

④〔布告諸達書留〕
 (國立銀行創立之儀・改曆ニ付五節廃シ天長節祝日与被定之儀・縣廳會議所設置之儀・散髮廢刀之儀・奴婢雇人等身元取糺之儀心得違無之樣・湯屋男女入込之儀嚴禁・念佛躍禁止申付・吉凶其外音信贈答之儀簡易朴素禮敬ヲ旨トス)
 〔明治六〕
 中判型 写本 一冊
 豎帳

134
 議案綴
 (笹原村々會議員菊池庄右衛門)
 〔議會〕
 明治二二
 中判型 原本 一綴
 豎帳

135
 (村役場)
 〔東白川郡笹原村役場文書〕
 (区長事務引渡之儀達・種痘施行之儀達・村長當撰之儀告示等)
 〔明治二六〕
 中判型 原本 一冊
 豎帳

136
 〔東白川郡笹原村役場文書〕
 (通常縣費補助申請ノ件・土木費補助申請等)
 〔大正一四〕
 中判型 原本 一綴
 豎帳

137
 現金酒之通
 (ひろせ山本や、上組御役元分)
 明治四・正
 小判型 原本 一冊
 横帳

138
 笹原郡学校新築費取立帳
 (東白川郡笹原郡大字板庭区长菊池庄右衛門)
 明治二七・
 中判型 原本 一冊
 横帳

139
 笹原郡大字板庭区有財産取調届書
 (笹原村大字板庭区长屈人菊池庄右衛門より東白川郡笹原村長高橋英正宛、帳面・絵図・帳筆筭・小島嶋神社等届出)
 明治二九・
 中判型 控 一冊
 豎帳

140
 〔人足諸人用留帳〕
 (土手拵工人足・杭等)
 〔明治期〕
 中判型 原本 一冊
 横帳

141
 金穀出入帳
 (入金・仕入・金圓拂出・隱宅普請入費・小遣・蚕入用・金貸付・荷出等記載、元治二年「太寶惠」・慶応四年「太寶惠」合綴)
 明治一八・
 大判型 原本 一綴
 横帳

142
 金錢出入帳
 (債券賣渡シ代金・立木賣渡賣渡シ代金・初賣渡シ代金等)「産馬議員撰舉ニ付諸入費」〔「桑葉買入覚」〕合綴、
 明治四〇・
 中判型 原本 一綴
 横帳

143
 土藏建築入費支出簿
 (笹原村大字板庭菊池氏、諸機械買入ヒ共)
 大正一〇・
 中判型 原本 一冊
 横帳

144 必要袋 （菊池）		〔近代期〕	袋	原本	一枚
①示談書 （遠藤縫之助外一名より白河区裁判所検事田代寛市郎宛、告訴事件ニ付小作粉残額分配シ示談相整、司法代書人齊須辰太郎）	大正八・一二・一九	中判型 縦帳	原本	一冊	
②田地小作証券 （東白川郡笹原村大字板庭小作人遠藤弥六外一名より地主菊池庄右エ門宛、大正八年度笹原村田地小作仕、領置物品還付囑託書并領取書合綴）	大正八・二	中判型 縦帳	原本	一綴	
③告訴状 （東白川郡笹原村大字板庭告訴人菊池庄右エ門より棚倉警察署長警部佐藤安正宛、誣告罪ノ訴エ）	大正九・一	一紙	原本	一通	
④〔通知〕 （遠藤弥六より遠藤縫之助宛、田地小作粉支拂残除ノ利益折半ニ付相渡）	〔大正八〕 一二・六	一紙	原本	一通	
⑤〔通知〕 （遠藤弥六より遠藤縫之助宛、稲束取運致し度）	〔大正八〕 一一・二七	一紙	原本	一通	
⑥〔通知〕 （遠藤弥六より東白川郡笹原	〔大正八〕 一一・一八	一紙	原本	一通	
⑦挨通知書 （東白川郡笹原村大字板庭挨通知人菊池庄右エ門より東白川郡笹原村大字板庭遠藤縫之助宛、小作証差入サルニ於テハ耕作物ノ手入等差押エ可申）	大正八・九・八	一紙	原本	一通	村大字板庭遠藤縫之助宛、稲カリ執行仕候ニ付東数改メ近隣組合へ申述置）
⑧通知書 （東白川郡笹原村大字板庭通知人遠藤縫之助より東白川郡笹原村大字板庭被通知人菊池庄右エ門宛、小作権ヲ得タルモノニシテ婿弥六ニ小作権無之）	大正八・九・六	中判型 縦帳	原本	一冊	
⑨告訴状 （東白川郡笹原村大字板庭遠藤弥六より棚倉警察署長警部佐藤安正宛、農産物稲窃盗犯罪ノ訴エ）	大正八・一二・二	中判型 縦帳	原本	一冊	
⑩〔通知〕 （遠藤弥六より遠藤縫之助宛、小作粉支拂残除ノ利益處分執行ニ付）	〔大正八〕 一二・一	一紙	原本	一通	
⑪〔通知〕 （遠藤弥六より遠藤縫之助宛、小作引請田地ノ稲取揚ニ付御出農相成度）	〔大正八〕 一一・一二	一紙	控	一通	

⑫ 田地小作証券 (東白川郡笹原村大字板庭小作人遠藤弥六外一名より地主菊池庄右衛門宛、大正八年度笹原村田地小作仕)	大正八・二	一 紙	下書	一通
⑬ [田小作物収取入之件] (東白川郡笹原村大字板庭遠藤弥六より白河区裁判所検事局宛、不法行為取計御伺書并収獲物取入執行御届書)	〔大正八・二二〕	中判型 縦 帳	控	一冊
⑭ [稲束記]	〔大正八〕	一 紙	原本	一通
⑮ [通知] (小作人弥六より遠藤縫之助宛、田地小作粉残除ノ利益折半ニ付立會相成度)	〔大正八〕	一 紙	原本	一通
⑯ 告訴状 (東白川郡笹原村大字板庭告訴人遠藤弥六より棚倉警察署長警部佐藤安正宛、農産物窃盜犯罪ノ訴エ)	大正八・一二・二	中判型 縦 帳	原本	一冊
⑰ [所有地境界一件] (笹原村板庭藤田茂平より東白川郡笹原村板庭菊池庄右エ門宛)	大正一三・一一・二四	中判型 縦 帳	原本	一綴
⑱ 菊池光忠ヨリ緑川スエヘ遺産相續証券	〔近代期〕	中判型 縦 帳	下書	一綴
⑲ 告訴状 (東白川郡笹原村大字板庭菊)	大正八・一二	一 紙	原本	一通

池庄右エ門より棚倉警察署長警部佐藤安正宛、誣告罪ノ訴エ)	〔近代期〕	一 紙	写	一通
⑳ 関係土地臺帳番号順	〔近代期〕	一 紙	下書	一通
㉑ [地所境界等] 記	〔近代期〕	一 紙	下書	一通
㉒ [妹引取及ヒ同人借金一件] (茨城縣西茨城郡宍戸町友部驛前大澤忠吉より福島縣東白川郡笹原村板庭小林朝之助宛)	大正一〇・九・一四	中判型 縦 帳	原本	一冊
㉓ [妹借金一件] (茨城縣西茨城郡宍戸町友部驛前大澤忠吉より福島縣東白川郡笹原村板庭小林朝之助宛)	大正一〇・九・八	中判型 縦 帳	原本	一冊
㉔ [妹借金一件] (茨城縣宍戸町友部大澤忠吉より東白川郡笹原村板庭小林朝之助宛)	大正一〇・八・三一	一 紙	原本	一通
㉕ [下書一括] (土地寄附同意書・契約書・一定ノ申立・豊臣秀吉公父主取選定ノ時筑阿彌ノ言等)	〔近代期〕	一 紙	下書	一通
145 初連帯借用証 (東白川郡笹原村大字板庭連帯借用人より全郡全村大字)	明治三七・一	一 紙	下書	一通

全菊池光忠宛、夫喰米差支） 〈地主と小作〉 昭和九年度小作徴収帳 （菊池氏、用水費共） 産業 農業 〈水利〉 水車営業願 （第十八区白川郡板庭村願人 菊地庄右衛門外五名より福 島縣大書記官山吉盛典宛、 板庭村内水車、綴じ外れ） 製造業 〈醸造業〉 概営業願 （第五大區小二區白川郡板庭 村農願人菊池庄右衛門外三 名より福嶋縣參事山吉盛典 宛、為活計營業、綴じ外れ） 商業・金融 〈金融〉 〔利子請取証等綴〕 （川上白石家より板庭菊池家 〔明治中期 〕後期〕	宛） 〈米穀貸付〉 〔初貸記〕 （東白川郡笹原村板庭菊池庄 右衛門） 交通 陸上交通 〈橋梁〉 橋掛換願 （第拾八区白川郡板庭村總代 滑川仁左衛門外四名より福 島縣少書記官中條政恒宛、 實地御見分之上官給御給與 被成下架換相成候様、綴じ 外れ）
〔昭和九〕 中判型 横帳 原本 一冊	〔明治二七 〕昭和五〕 中判型 横帳 原本 一綴
明治一〇・ 二・二七 中判型 竖帳 原本 一冊	明治一〇・ 一二 中判型 竖帳 控 一冊
明治九・ 一〇・三 中判型 竖帳 原本 一冊	〔明治前期〕 一紙 原本 一枚
明治二・ 一〇・二八 中判型 竖帳 原本 一綴	〔明治期〕 中判型 竖帳 原本 一綴

② 地方税補助願 (東白川郡笹原村大字板庭願 人總代遠藤徳太郎外一名より 東白川郡笹原村長牧野啓 治郎宛、川除仕ニ付地方税 補助被成下度)	明治二六・ 九 中判型 控 一冊 堅帳
③ [補助ヲ仰堤防修繕願] (「川上川通川除修繕目論見 帳」合綴)	[明治二六・ 八・一三] 中判型 控 一冊 堅帳
④ [補助ヲ仰堤防修繕願] (笹原邨大字板庭区長菊池庄 右衛門より笹原邨長牧野啓 治郎宛「東白川郡笹原村大 字板庭地内川上川通川除修 繕目論見帳」合綴)	明治二六・ 八・一三 中判型 原本 一冊 堅帳
助郷 會津白川白坂賃銀割附帳 (板庭村役元)	明治元・ 一二・二三 中判型 原本 一冊 横帳
司法・裁判 貸金催促之訴 (味岡七等出仕、十二年第二 千五百六十二号、綴じ外れ)	明治一二・ 九・八 一紙 原本 一通 堅帳
156 判決正本 (白河区裁判所裁判所書記高 橋仁、貸金請求件ニ付判決、 白河区裁判所判事藤島吉康 判決)	明治三七・ 四・六 中判型 原本 一綴 堅帳

159 菊地氏住地屋宅有形百分壹平面 圖 (權中教監野口聰齋撰、方位 線・炉・床・玄関・土間・ 倉庫・厩・木小や・モノヲ キ・表門・居宅新築敷地等	明治〔三九〕 丙午・寒露 絵図 原本 一鋪
158 〔神社取調書上帳〕 (板庭村庄屋庄右衛門外四名 より知事阿部基之助様御藩 近藤惣三郎外一名宛、綴じ 外れ) 文化 學術芸能 〈家相図〉	明治三・八 ・二一 中判型 控 一冊 堅帳
157 無住請合手形 (白川郡塙村真言宗地藏院慈 潤より監察御役所宛、板庭 村真言宗浄性院無住ニ付御 請合) 神社 〈神社明細〉	明治四・三 中判型 原本 一冊 堅帳

記載、一八四・九×一四二
cm)

歴史・地誌

160

菊池家古文書写

（金沢春友、近世期の寺西八
ヶ條・年貢米金納願・貸金
請求訴状・柴刈山出入・出
産育児に関する厳達を収録）

昭和四五・
七・一九

中判型
縦帳

原本
一冊

161

〔史料写真〕

（金澤春友より菊池助役宛、
寛政五年正月付〔寺西八ヶ
條〕の写真）

〔昭和後期〕

写真
袋

原本
原本
三枚
一枚

二 白石禎彦家文書（その二）

所在
所有者
内容

東京都豊島区
白石禎彦

近世期に棚倉藩および幕府代官の支配下におかれた白川郡川下村名主文書の一部で、近世文書二九一点を収録した。これらは、『歴史資料館収蔵資料目録』第六集に収録した「秦太一郎家文書」や同第七集に収録した「菊池田夫家文書」や同第十一集に収録した「板庭区有文書」と密接に関連する文書群である。立花宗茂や丹羽長重など近世初期の領主に関する文書・夫食貯穀帳・年貢割付状・年貢皆済目録などが含まれており、近世初期から幕末までの年貢収納に関する基礎的な史料が揃っている。

近世文書

代官と幕政

領主（代官）

〔幕府・藩主等文書〕

1

〔江戸幕府年寄連署奉書〕
（安藤對馬守重信・酒井備後守忠利・酒井雅楽頭忠世より笠井兵九郎〔親秀〕殿・

〔江戸初期〕 一 紙 原本 一通
三・二三

秦治右衛門殿宛、御陣之砌御年貢并夫丸以下難渋申候百姓於在之者可申上旨指示、慶長十九年の文書力、折紙、花押、裏打）

2

〔立花宗茂書状〕

（立花□□宗茂より秦治右衛門尉殿宛、為見廻使塩鷹沓・鴨貳到来に付き御礼、慶

〔江戸初期〕 一 紙 原本 一通
九・一八

3

〔江戸幕府年寄連署奉書〕

（伊喜之助〔伊丹康勝〕・松右衛門〔松平正綱〕・永信濃〔永井尚政〕・井主計〔井上正就〕・土大炊〔土井利勝〕・酒雅楽〔酒井忠世〕より大谷清兵衛〔定次〕殿・片山吉左衛門殿・香西夕雲殿・秦治右衛門殿宛、赤楯之内にて鉄炮にて鶴・白鳥うち候ハ、御臺所迄あげ可被申候、折紙、黒印）

〔元和七〕西 一 紙 原本 一通
・九・二五

4

〔丹羽長重書状〕

（長重より秦治右衛門尉殿宛、為祝儀大奉三束・鯉二尺到来に付き御礼、元和八年から寛永三年の間の文書、切紙、元折紙力、花押）

〔江戸初期〕 一 紙 原本 一通
霜・九

9	白川三郡廻村手扣 (但三ヶ所御領分拾五ヶ年平 均共、白川郡・石川郡・岩	〔江戸後期〕 小判型 写本 一冊 横 帳
8	〔松平矩典書状〕 (大和矩典より村山内膳殿宛、 甚寒に付き安否確認及び在 城通知、文化十三年から文 政九年の間の文書、折紙、 版刻花押)	〔江戸後期〕 一 紙 原本 一通 一一・一二
7	〔寺西封元書状〕 (寺西重次郎封元より小野田 三郎右衛門〔信利〕様宛、 新春の年賀、寛政六年から 文政十年の間の文書、切紙、 元折紙力、花押)	〔江戸後期〕 正・二一 卷 子 原本 一卷
6	〔池田光政書状〕 (松平新太郎光政より本多弾 正少弼〔忠晴〕様人々御中 宛、年始之慶賀挨拶来訪に 付き御礼、寛文五年から天 和二年の間の文書、切紙、 元折紙力、花押、奥裏に「笠 井兵九郎殿」)	〔江戸前期〕 正・一四 一 紙 原本 一通
5	〔徳川頼房書状〕 (水戸中納言頼房より松平左 近大夫〔乗眞〕殿御宿所宛、 上使として御下向に付き御 礼、寛永十年から寛文元年 の間の文書、折紙、自筆力)	〔江戸前期〕 正・一六 一 紙 原本 一通
13	夫食貯穀所持高割附集帳 (奥羽白川郡板庭村預人四郎 兵衛・世話人兵左衛門・百 姓代弥曾吉・与頭傳兵衛・	寛政元・ 一一 大判型 原本 一綴 横 帳
12	夫食貯穀所持高割附帳 (陸奥國白川郡板庭村預人四 郎兵衛・百姓代金兵衛・世 話人傳兵衛・組頭弥曾吉・ 名主兵右衛門、是ハ初年、 急難夫食のため粉・麦・稗 を貯置)	天明八・ 一一 大判型 原本 一綴 横 帳
11	〔申渡〕 (関東筋悪もの共走廻愚昧之 ものを取勧党を結ぶを禁ず、 二箇条) 藩政	〔慶應四〕辰 ・ 壬四 一 紙 原本 一通
10	御料私領申合民風御改正申渡書 (寺西重次郎御役所より白川 郡上石井村名主四郎兵衛・ 組頭弥市郎・百姓代彦右衛 門宛、御料・私領百姓風俗 仕来改正、十七箇条)	文化八・ 一一 中判型 写本 一冊 豎 帳

14 夫食貯穀所持高割附集帳 (奥羽白川郡板庭村名主藤右衛門・与頭善左衛門・百姓代弥曾吉・世話人丈助・預り人四郎兵衛、三ヶ年目、 _{粗・麦・稗}) 寛政二・ 大判型 原本 一綴 横 帳	19 貯穀取集帳 (板庭村名主庄右衛門・与頭伊左衛門・同四郎兵衛・百姓代金兵衛・世話人善左衛門、七ヶ年目、_{郷藏江入置、粗・麦・稗}) 寛政六・ 大判型 原本 一綴 横 帳
15 貯穀取集帳 (白川郡板庭村名主兵右衛門・組頭八郎右衛門・同重藏・百姓代庄右衛門・世話人善左衛門・預り人四郎兵衛、四ヶ年目、居村高四拾人半、 _{粗・麦・稗}) 寛政三・ 大判型 原本 一綴 横 帳	20 貯穀取集帳 (板庭村名主金兵衛・与頭利作・同庄藏・百姓代治右衛門・世話人善左衛門、八ヶ年め、居村高四拾人半、 _{粗・麦・稗}) 寛政七・ 大判型 原本 一綴 横 帳
16 去ル申年御囲粉割付取立覚帳 (板庭村名主兵右衛門・組頭重藏・同八郎右衛門・百姓代庄右衛門・立合四郎兵衛、 _粗) 寛政四・二 大判型 原本 一綴 横 帳	21 貯穀取集帳 (板庭村名主金兵衛・与頭八十吉・同林右衛門・百姓代治右衛門・世話人茂衛門、九ヶ年め、居村高四拾人半、 _{粗・麦・稗}) 寛政八・ 大判型 原本 一綴 横 帳
17 貯穀取集帳 (白川郡板庭村名主兵右衛門・与頭八郎右衛門・同重右衛門・百姓代庄右衛門・世話人善左衛門・預り人四郎兵衛、五ヶ年目、居村高四拾人半、 _{粗・麦・稗}) 寛政四・ 大判型 原本 一綴 横 帳	22 貯穀取集帳 (板庭村名主治衛門・与頭兵左衛門・同清吉・百姓代兵右衛門、居村高四拾人半、 _{拾ヶ年目、粗・麦・稗}) 寛政九・ 大判型 原本 一綴 横 帳
18 貯穀取集帳 (板庭村名主庄右衛門・与頭兵助・同四郎兵衛・百姓代 寛政五・ 大判型 原本 一綴 横 帳	23 貯穀午未両年取立帳 (板庭村役元、當末年迄式ヶ年也、 _{粗・麦・稗}) 寛政一一・ 大判型 原本 一綴 横 帳

24	申貯穀取立扣帳 (板庭村名主兵右衛門・与頭八十吉・同市郎右衛門・百姓代定蔵、拾三年目、 ・麦・稗)	寛政一二・ 一一・二九	大判型 横帳	原本	一綴
25	西貯穀取立扣帳 (板庭村名主金兵衛・与頭周蔵・同権右衛門・百姓代次右衛門、拾四ヶ年目、 ・麦)	享和元・ 一二	大判型 横帳	原本	一綴
26	貯穀五ヶ年賦取立元帳 (白川郡板庭村役元、 ・麦)	天保五・ 一一・吉	大判型 横帳	原本	一綴
27	初代割返し帳 (板庭村役元、 ・麦、外に貯穀取立帳を綴る)	天保七・極 ・吉	大判型 横帳	原本	一綴
28	貯穀寄元帳 (板庭村役元、 ・麦)	弘化四・ 一一	大判型 横帳	原本	一綴
29	貯穀貸附取立帳 (板庭村役元、 ・麦、麦貸付、外に御蔵粉覚・御廻村入用・御封印入用・安政三辰年七月十九日付村囲穀貸附取立帳等を綴る)	安政三・四 ・一四	大判型 横帳	原本	一綴
30	貯穀夫喰拝借貸附取立帳 (板庭村役元)	安政六・三 ・一〇	大判型 横帳	原本	一綴
31	貯穀夫喰拝借貸附取立帳 (板庭村役元、 ・麦、外に金銭用途覚を綴る、 ・附箋外れ)	安政六・五 ・二二	大判型 横帳	原本	一綴
32	貯穀夫喰拝借貸附小前帳 (板庭村役元、 ・麦、外に粉覚を綴る)	萬延元・四 ・二〇	大判型 横帳	原本	一綴
33	貯穀貸附取立帳 (板庭村役元、 ・麦、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」 朱印、第八号二)	萬延元・七 ・六	大判型 横帳	原本	一綴
34	貯穀貸附取立帳 (板庭村役元、 ・麦)	萬延元・ 一〇・二七	大判型 横帳	原本	一綴
35	郷蔵利足并両度分取立帳 (板庭村役元、 ・麦、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」 朱印、第八号一)	萬延元・ 一一・一六	大判型 横帳	原本	一綴
36	貯穀貸附取立帳 (板庭村役元、 ・麦、「文久元」 西六月廿八日分、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」 朱印、第八号三、外に覚・入用御拝借人扣等を綴る)	文久元・四 ・一二	大判型 横帳	原本	一綴
37	貯穀貸付帳 (板庭村役元、 ・麦、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」 朱印、第八号十)	文久二・三 ・二〇	大判型 横帳	原本	一綴
38	貯穀貸附帳 (板庭村役元、 ・麦、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」 朱印、第八号十一、外に郷蔵入用控・郷蔵粉馬番粉差引控等を綴る)	文久二・五 ・一〇	大判型 横帳	原本	一綴

39 貯穀貸附帳 (板庭村役元、立合人名主健作・組頭市右衛門・同六左衛門・百姓代次右衛門・同丞之助・同兵右衛門、昶) 文久三・三 ・一三 大判型 原本 一綴 横 帳	45 貯穀貸附帳 (板庭村役元、昶、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」朱印、第八号四、外に入用割之事等を綴る) 慶應元・七 ・五 大判型 原本 一綴 横 帳
40 貯穀貸附取立帳 (板庭村役元、昶、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」朱印、第八号六) 文久三・五 ・六 大判型 原本 一綴 横 帳	46 上役元勘定調帳 (上役元方借用分) 慶應四・一〇 大判型 原本 一綴 横 帳
41 貯穀貸附取立帳 (板庭村役元、名主健作・百姓代次右衛門・組頭八十吉・同豊次・長百姓奎之助・同兵右衛門、昶、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」朱印、第八号四八、外に覚等を綴る) 元治元・三 ・二七 大判型 原本 一綴 横 帳	47 當卯田方立毛見合附小前帳 (奥州白川郡板庭村、内下帳、板庭村名主兵右衛門・組頭治右衛門・百姓代奎之助より野村彦右衛門様御役所宛、一部切り取り) 天明三・九 大判型 原本 一綴 横 帳
42 貯穀貸附帳 (板庭村役元、名主健作・組頭八十吉・同役豊次・百姓代次右衛門・立合長百姓奎之助・同兵右衛門、昶、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」朱印、第八号九) 元治元・七 ・二四 大判型 原本 一綴 横 帳	48 古新當新田高寄帳 (板庭村、古新田寄高、當新田寄高、天明六年午壬十月日、板庭村名主兵右衛門・与頭善左衛門・同兵左衛門・百姓代金兵衛、外に分米覚を綴る) 天明七・二 ・三 大判型 原本 一綴 横 帳
43 貯穀貸附帳 (白川郡板庭村役元、昶、第八号ノ七) 元治二・二 ・二九 大判型 原本 一綴 横 帳	
44 貯穀貸附帳 (板庭村役元、昶、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」) 慶應元・五 ・一二 大判型 原本 一綴 横 帳	

49	飯土井田畑成地分帳 (板庭村、名主兵右衛門・与頭善左衛門・同重右衛門・百姓代庄右衛門)	寛政四・六 ・一七	大判型 横帳	原本	一綴
50	古新當新田畑足役帳 (板庭村役元、古新當新田畑足役、板庭村名主兵右衛門・与頭兵助・同四郎兵衛・百姓代庄右衛門・立會金兵衛より惣百姓中宛)	寛政五・六	大判型 横帳	原本	一綴
51	葭野荒地成田畑起返反別帳 (板庭村、板庭村百姓代定蔵・与頭周蔵・名主兵右衛門より塙御役所宛、起返高反別相改書上)	文化三・正	大判型 横帳	原本	一綴
52	古新田當新田掛高写 (板庭村役元、古新田、當新田掛高、外に當新田・古新田・成御貢税調・上知を綴る)	嘉永六・一一	大判型 横帳	原本	一綴
53	當年田方地分帳 (板庭村惣百姓、板庭村名主次右衛門・与頭仁左衛門・同断重兵衛・百姓代奎之助、當寅ろ末年迄五ヶ年季二相定む)	嘉永七・七 ・一八	大判型 横帳	原本	一綴
54	卯年山野地分帳 (板庭村名主次右衛門、定、板庭村名主次右衛門・百姓代奎之助・与頭八十吉・同	安政二・七 ・六	大判型 横帳	原本	一綴
55	未年田方地分高組帳 (板庭村惣百姓、外に覚を綴る)	安政六・七 ・五	大判型 横帳	原本	一綴
56	未年田方地分帳 (板庭村惣百姓、安政六年七月五日改、板庭村名主庄右衛門・与頭政吉・同断四郎兵衛・百姓代兵右衛門、當未ろ来ル子迄五ヶ年季二相定む、竿たて下田せり、外に覚を綴る)	安政六・七 ・吉	大判型 横帳	原本	一綴
57	本畑地分高組帳 (板庭村惣百姓中)	文久元・七 ・八	大判型 横帳	原本	一綴
58	本畑地分帳 (板庭村惣百姓中、相定、名主健作・与頭仁左衛門・同断四郎次・百姓代次右衛門、當酉年ろ亥迄拾五ヶ年季二相定む、「福島縣東白川郡笹原村長高橋英正」朱印、第二一号)	文久元・七 ・八	大判型 横帳	原本	一綴
59	子年田方地分高組帳 (板庭村惣百姓、板庭村名主健作・与頭八十吉・同豊次・百姓代次右衛門、「福島縣東白郡笹原村長高橋英正」朱印、第四三号、四冊)	元治元・七 ・九	大判型 横帳	原本	一綴

60	五反畑地分帳 (板庭村惣百姓、板庭村名主・健作・組頭八十吉・同断豊次・百代次右衛門、當子年ろ来ル已迄五ヶ年二相定む) 戊辰戦争	元治元・七 ・吉	大判型 横帳	原本 一綴
61	廻状 (川下村庄屋白石源吉より右村役人御中宛、中塚村・中野村・北野村・東川内村・西川内村・堀越村・上澁井村・双之平村、御用、軍夫御入用ニ付拾五才ろ六拾才迄不残棚倉軍夫役場江罷出、已刻ニ出ス) 〔慶應四〕辰	・七・五	封紙 紙	原本 一通 一枚
62	酉之歳板庭村土免之事 (久永惣右衛門より板庭村名主・百姓中宛、本高田畑共三百九拾四石八斗九舛四合七夕、霜月廿日以前ニ急度可致皆済、袖裏に押紙あり)	明暦三・九 ・二五	一紙	原本 一通
63	亥之歳板庭村新田畑免状之事 (中尾团右衛門外二名より名主・百姓中宛、高田畠拾三石五斗貳舛九合、霜月中ニ	萬治二・ 一一・一八	一紙	原本 一通
64	卯之歳板庭村土免状之事 (内藤刑部左衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本高田畠共三百九拾四石八斗九舛四合七夕、霜月廿日以前ニ急度可致皆済、袖裏に押紙あり、破れ)	寛文三・ 一〇・五	一紙	原本 一通
65	辰之歳板庭村免状之事 (内藤刑部左衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本高田畠共三百九拾六石壹斗七夕、霜月廿日以前急度可致皆済)	寛文四・ 一〇・一五	一紙	原本 一通
66	辰之歳板庭新田免状之事 (浅海市兵衛外二名より板庭村新田名主・百姓中宛、田畠共二三拾貳石四斗四舛七合、霜月中ニ急度可致皆済、袖裏に「新田分」押紙あり)	寛文四・ 一一・一五	一紙	原本 一通
67	巳之歳板庭村免状之事 (内藤刑部左衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本高田畑共三百九拾六石壹斗七夕、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり)	寛文五・ 一〇・一五	一紙	原本 一通
68	巳之歳板庭村新田畑免状之事 (平石小兵衛外二名より板庭村名主・百姓中宛、田畠共	寛文五・ 一〇・二〇	一紙	原本 一通

二三拾貳石四斗四升七合、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に「新田分」押紙あり	69 午之歳板庭村土免状之事 （江坂久右衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本高田畠共二三百九拾六石壹斗七升、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり） 寛文六・一〇・一〇 一紙 原本 一通	午之歳板庭村新田畑免状之事 （中村半左衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、田畑共三拾貳石八斗八升七合、霜月中ニ急度可致皆済） 寛文六・一〇・一五 一紙 原本 一通	未之歳板庭村土免状之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・百姓中江宛、本高田畑共二三百九拾六石九斗貳升六合七升、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり） 寛文七・一〇・一五 一紙 原本 一通	未之歳板庭村新田畑免状之事 （上坂弥五右衛門外一名より板庭村新田名主・百姓中宛、高田畑共二貳拾六石八斗四升貳合、霜月中ニ急度可致皆済、袖裏に押紙あり） 寛文一〇・一〇・二〇 一紙 原本 一通	72 未歳板庭村新田土免状之事 （浅海市兵衛外一名より板庭村名主・百姓中宛、高田畑共三拾貳石八斗八升七合、霜月中ニ急度可致皆済、袖裏に「新田分」押紙あり） 寛文七・一〇・二〇 一紙 原本 一通	申之歳板庭村土免状之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・百姓中へ宛、本高田畑共三百九拾六石九斗貳升六合七升、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり） 寛文八・一〇・一五 一紙 原本 一通	田畑共三百九拾六石九斗貳升六合七升、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり	74 申ノ歳板庭村新田畑土免状之事 （浅海市兵衛外一名より板庭村新田名主・百姓中宛、田畑共二三拾貳石八斗八升七合、霜月中ニ急度可致皆済、袖裏に「新田分」押紙あり） 寛文八・一〇・二〇 一紙 原本 一通	戊之歳板庭村土免状之事 （鳥居圖書助外二名より板庭村名主・百姓中宛、本高田畑共三百拾貳石八斗八升壹合、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり） 寛文一〇・一〇・一五 一紙 原本 一通	戊之歳板庭村新田畑土免状之事 （上坂弥五右衛門外一名より板庭村新田名主・百姓中宛、高田畑共二貳拾六石八斗四升貳合、霜月中ニ急度可致皆済、袖裏に押紙あり） 寛文一〇・一〇・二〇 一紙 原本 一通	亥之歳板庭村免状之事 （脇田次郎左衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本高田畑共三百三拾九石七斗貳升三合、霜月廿日以前急度可致皆済） 寛文一一・一〇・一五 一紙 原本 一通	78 辰之歳板庭村土免状之事 （鳥居圖書外二名より板庭村	延寶四・一〇・一五 一紙 原本 一通
--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------------------

82	子歲板庭村免狀之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾貳石六斗貳舛、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	貞享元・一〇・一五	一紙	原本	一通
81	亥歲板庭村土免狀之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、鳥居圖書・久永惣右衛門二名は高田御在番御供故判形除之、本田畑新高共三百四拾貳石六斗貳舛、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	天和三・一〇・一五	一紙	原本	一通
80	酉之歲板庭村土免狀之事 （脇田次郎左衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百三拾九石七斗貳舛三合、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	天和元・一〇・一五	一紙	原本	一通
79	巳歲板庭村土免狀之吏 （内藤隼人外二名より板庭村名主・惣百姓中宛、本田畑新高共三百三拾九石七斗貳舛三合、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	延宝五・一〇・一五	一紙	原本	一通

87	未歲板庭村大春法免定之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田	元禄四・一〇・一五	一紙	原本	一通
86	辰歲板庭村大春法免狀之吏 （久永惣右衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾三石壹斗三舛、春法取舛割付、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄元・一〇・一五	一紙	原本	一通
85	卯歲板庭村土免狀之事 （鳥居圖書外一名より板庭村名主・惣百姓中宛、本田畑新高共三百四拾三石壹斗三舛、春法取舛割付、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	貞享四・一〇・一五	一紙	原本	一通
84	寅歲板庭村大春法免狀之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・惣百姓中宛、本田畑新高共三百四拾三石壹斗三舛、春法取舛割付、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	貞享三・一〇・一〇	一紙	原本	一通
83	丑歲板庭村土免之事 （鳥居圖書外二名より板庭村名主・惣百姓中宛、本田畑新高共三百四拾三石壹斗三舛、霜月廿日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	貞享二・一〇・一五	一紙	原本	一通

畑新高共三百四拾三石四斗五舁九合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄五・ 一一・五 一紙 原本 一通	88 申歳板庭村大春法免定之事 （江坂久右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾三石六斗七舁八合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄一〇・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	89 酉歳板庭村土免定之事 （鳥居圖書外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾六石三斗六舁三合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄七・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	90 戌歳板庭村土免定之事 （鳥居圖書外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄八・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	91 亥歳板庭村土免定之事 （鳥居圖書外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中皆済、袖裏に押紙あり）	92 子歳板庭村免定之事 （久永惣右衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本田	元禄九・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中急度可致皆済、袖下破れ）	元禄一〇・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	93 丑歳板庭村土免定之事 （久永惣右衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄一一・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	94 寅歳板庭村土免定之事 （久永惣右衛門外一名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾七石壹斗三舁三合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄一二・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	95 卯歳板庭村免定之事 （久永惣右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾七石貳斗六舁七合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	元禄一四・ 一〇・一五 一紙 原本 一通	96 巳歳板庭村免定之事 （久永惣右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾八石五舁九合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり）	97 午歳板庭村土免定之事 （久永惣右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田	元禄一五・ 一〇・一五 一紙 原本 一通
--	---	---	--	---	---	--	---	--	---	---	--	---	---	---	--	---	---	---	--	---	--	--	---

98 申歲板庭村土免定之事 (久永惣右衛門外二名より板庭村名主・百姓中宛、本田畑新高共三百四拾八石五舛九合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 寶永元・一〇・一五 一 紙 原本 一通	103 寅年免定之事 (河野加右衛門外九名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 寶永七・一〇 一 紙 原本 一通
99 酉年免定之事 (太田外記外八名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、霜月中急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 寶永二・一一 一 紙 原本 一通	104 卯年免定之事 (河野加右衛門外九名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 正徳元・一〇 一 紙 原本 一通
100 戌年免定之事 (河野加右衛門外一〇名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 寶永三・一一 一 紙 原本 一通	105 辰年免定之事 (須貝三郎兵衛外五名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 正徳二・一〇 一 紙 原本 一通
101 亥年免定之事 (河野加右衛門外九名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 寶永四・一一 一 紙 原本 一通	106 巳年免定之事 (須貝三郎兵衛外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 正徳三・一〇 一 紙 原本 一通
102 子年免定之事 (河野加右衛門外九名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 寶永五・一〇 一 紙 原本 一通	107 午年免定之事 (須貝三郎兵衛外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石五舛九合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 正徳四・一一 一 紙 原本 一通

112 亥年免定之事 (須貝三郎兵衛外六名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三) 享保四・ 一〇 一 紙 原本 一通	111 戌年免定之事 (波多野平内外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、須貝三郎兵衛は在江戸故無加判、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 享保三・ 閏一〇 一 紙 原本 一通	110 酉年免定之事 (須貝三郎兵衛外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済) 享保二・ 一一 一 紙 原本 一通	109 申年免定之事 (須貝三郎兵衛外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済) 享保元・ 一一 一 紙 原本 一通	108 未年免定之事 (須貝三郎兵衛外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、下々新畑が下々田に成るに付き八舛八合増加、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり、袖下破れ) 正徳五・ 一一 一 紙 原本 一通
117 巳年免定之事 (須貝三郎兵衛外一名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 享保一〇・ 一〇 一 紙 原本 一通	116 辰年免定之事 (河野加右衛門外一名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 享保九・ 一〇 一 紙 原本 一通	115 卯年免定之事 (河野加右衛門外九名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、附箋あり、袖裏に押紙あり) 享保八・ 一一 一 紙 原本 一通	114 寅年免定之事 (波多野平内外八名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 享保七・ 一〇 一 紙 原本 一通	113 子年免定之事 (須貝三郎兵衛外七名より板庭村庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり) 享保五・ 一一 一 紙 原本 一通

極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり)

午年免定之事

(太田主殿外八名より板庭村

庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済)

享保一一・一紙 原本 一通

未年免定之事

(太田主殿外九名より板庭村

庄屋・百姓中宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり)

享保一二・一紙 原本 一通

申年免定之事

(太田主殿外九名より板庭村

庄屋・百姓中宛、山内五左衛門は在江戸に付き加判無し、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、付箋あり、袖裏に押紙あり)

享保一三・一紙 原本 一通

戌御年貢可納割付之支

(會田伊右衛門より奥州白川

郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可令皆済、袖裏に押紙あり)

享保一五・一紙 原本 一通

亥御年貢可納割附之事

(會田伊右衛門より陸奥國白

享保一六・一紙 原本 一通

川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可令皆済、袖裏に押紙あり)

丑御年貢可納割付之事

(野田三郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日以前急度可致皆済、袖裏に押紙あり)

享保一八・一紙 原本 一通

寅御年貢可納割付之事

(日野小左衛門外一名より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり)

享保一九・一紙 原本 一通

卯御年貢可納割付之事

(日野小左衛門外一名より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり)

享保二〇・一紙 原本 一通

辰御年貢割付之事

(辻六郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり)

元文元・一紙 原本 一通

127 巳御年貢割付之事 （辻六郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済） 元文二・一〇 一 紙 原本 一通	128 未御年貢割付之事 （辻六郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 元文四・一〇 一 紙 原本 一通	129 酉御年貢割付之事 （辻六郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 寛保元・一〇 一 紙 原本 一通	130 戌御年貢割付之事 （辻六郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 寛保二・一〇 一 紙 原本 一通	131 亥御年貢割付之事 （辻六郎左衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 寛保三・一〇 一 紙 原本 一通	132 丑御年貢可納割付之事 （寛傳五郎より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 延享二・一〇 一 紙 原本 一通	133 卯御年貢可納割付之事 （寛傳五郎より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 延享四・一〇 一 紙 原本 一通	134 辰御年貢可納割付之事 （寛傳五郎より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 寛延元・一〇 一 紙 原本 一通	135 巳御年貢可納割付之事 （寛傳五郎より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり、破れ） 寛延二・一〇 一 紙 原本 一通	136 午御年貢可納割付之事 （田中三次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり） 寛延三・一一 一 紙 原本 一通
--	--	--	--	--	---	---	---	--	--

137 申御年貢可納割付之事 （田中三次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆二・ 一 紙 原本 一通	138 西御年貢可納割付之事 （飯塚伊兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、檢見取、来ル十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆三・ 一 紙 原本 一通	139 戊御年貢可納割付之事 （飯塚伊兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、檢見取、極月十日限急度可皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆四・ 一 紙 原本 一通	140 子御年貢可納割付之事 （渡邊半十郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、檢見取、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆六・ 一 紙 原本 一通	141 丑御年貢可納割付之事 （渡邊半十郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、檢見取、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆七・ 一 紙 原本 一通	142 寅御年貢可納割付之事 （渡部半十郎より陸奥國白河郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、檢見取、極月十日限急度可令以前皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆八・ 一 紙 原本 一通	143 巳御年貢可納割付之事 （前沢藤十郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、檢見取、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆一・ 一 紙 原本 一通	144 午御年貢可納割付之事 （前沢藤十郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、當午方来ル卯迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり、破れ） 寶曆二・ 一 紙 原本 一通	145 未御年貢可納割付之事 （前沢藤十郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、午方卯迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり） 寶曆三・ 一 紙 原本 一通
---	---	---	---	---	---	--	---	--

150 丑御年貢可納割附之事 （藤本甚助より陸奥國白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 一 明和六・ 一 紙 原本 一通	149 亥御年貢可納割附之事 （藤本甚助より陸奥國白川郡 板庭村名主・与頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合、午^ろ卯迄拾ヶ年定 免、極月十日迄可令皆済、 袖裏に押紙あり） 一 明和四・ 一 紙 原本 一通	148 戌御年貢可納割附之事 （蔭山外記より陸奥國白川郡 板庭村名主・惣百姓宛、高 三百四拾八石七斗七舛五合、 午^ろ卯迄拾ヶ年定免、極月 十日限急度可皆済、袖裏に 押紙あり） 一 明和三・ 一 紙 原本 一通	147 酉御年貢可納割付之事 （蔭山外記より陸奥國白川郡 板庭村名主・与頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合、午^ろ卯迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可皆済、 袖裏に押紙あり） 一 明和二・ 一 紙 原本 一通	154 西御年貢可納割附之事 （内方鉄五郎より陸奥國白川 郡板庭村名主・与頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、辰^ろ丑迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可皆 済） 一 安永六・ 一 紙 原本 一通	153 午御年貢可納割附之事 （蔭山外記より陸奥國白川郡 板庭村名主・惣百姓宛、高 三百四拾八石七斗七舛五合、 辰^ろ丑迄拾ヶ年定免、極月 十日限急度可皆済） 一 安永三・ 一 紙 原本 一通	152 辰御年貢可納割付之事 （蔭山外記より陸奥國白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合、當辰^ろ丑迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済、袖裏に押紙あり） 一 明和九・ 一 紙 原本 一通	151 卯御年貢可納割附之事 （蔭山外記より陸奥國白川郡 板庭村名主・惣百姓宛、高 三百四拾八石七斗七舛五合、 午^ろ卯迄拾ヶ年定免、極月 十日限急度可皆済、袖裏に 押紙あり） 一 明和八・ 一 紙 原本 一通
---	--	--	---	--	---	---	--

155 戊御年貢可納割付之事 (内方鉄五郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、辰方丑迄拾ケ年定免、極月十日限急度可皆濟) 安永七・ 一〇 一 紙 原本 一通	156 亥御年貢可納割附之事 (内方鉄五郎より奥州白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、辰方丑迄拾ケ年定免、極月十日限急度可皆濟) 安永八・ 一〇 一 紙 原本 一通	157 丑御年貢可納割附之事 (内方鉄五郎より板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、辰方丑迄拾ケ年定免、極月十日限急度可皆濟) 天明元・ 一〇 一 紙 原本 一通	158 卯御年貢可納割付之事 (野村彦右衛門より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、寅方亥迄拾ケ年定免之内當卯破免、極月十日限急度可皆濟) 天明三・ 一〇 一 紙 原本 一通	159 辰御年貢可納割附之事 (野村権九郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、寅方亥迄拾ケ年定免、極月十日限急度可皆濟) 天明四・ 一〇 一 紙 原本 一通
160 未御年貢可納割附之事 (小笠原仁右衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、寅方亥迄拾ケ年定免、極月十日限急度可皆濟) 天明七・ 一〇 一 紙 原本 一通	161 戌御年貢可納割附之事 (庵原六郎兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、寅方亥迄拾ケ年定免、極月十日限急度可皆濟) 寛政二・ 一〇 一 紙 原本 一通	162 亥御年貢可納割附之事 (庵原六郎兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、寅方亥迄拾ケ年定免、極月十日限急度可令皆濟) 寛政三・ 一〇 一 紙 原本 一通	163 子御年貢可納割附之事 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、検見取、極月十日限急度可令皆濟) 寛政四・ 一〇 一 紙 原本 一通	164 寅御年貢可納割付之事 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、検見取、極月十日限急度可令皆濟) 寛政六・ 一〇 一 紙 原本 一通

郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、検見取、極月十日限急度可令皆済）	已御年貢可納割付之事 （寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、當已方未迄三ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	申御年貢可納割付之事 （寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、當申方未迄三ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	西御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、申方未迄三ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	戊御年貢可納割付之事 （寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、申方未迄三ヶ年定免、極月十日迄急度可令皆済）	亥御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、當亥方申迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	子御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、亥方申迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	寅御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、亥方申迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	未御年貢可納割付之事 （寺西重次郎より板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、亥方申迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	子御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、酉方午迄拾ヶ年定
寛政九・ 一〇 一 紙 原本 一通	寛政一二・ 一〇 一 紙 原本 一通	享和元・ 一〇 一 紙 原本 一通	享和二・ 一〇 一 紙 原本 一通	享和三・ 一〇 一 紙 原本 一通	文化元・ 一〇 一 紙 原本 一通	文化三・ 一〇 一 紙 原本 一通	文化八・ 一〇 一 紙 原本 一通	文化一三・ 一〇 一 紙 原本 一通	

177	寅御年貢可納割附之事 （柴田善之丞より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、未 _レ 辰迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	文政一三・ 一〇 一紙 原本 一通
176	戌御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、未 _レ 辰迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	文政九・ 一〇 一紙 原本 一通
175	申御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、未 _レ 辰迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	文政七・ 一〇 一紙 原本 一通
174	未御年貢可納割附之事 （寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、當未 _レ 辰迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	文政六・ 一〇 一紙 原本 一通

182	子御年貢可納割附之事 （篠田藤四郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、巳 _レ 寅迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	天保一一・ 一〇 一紙 原本 一通
181	亥御年貢可納割附之事 （篠田藤四郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、巳 _レ 寅迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	天保一〇・ 一〇 一紙 原本 一通
180	戌御年貢可納割附之事 （篠田藤四郎より奥州白川郡板庭村庄屋・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、巳 _レ 寅迄拾ヶ年定免之内當戌破免、極月十日限急度可令皆済）	天保九・ 一〇 一紙 原本 一通
179	酉御年貢可納割附之事 （竹垣三右衛門より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、巳 _レ 寅迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済）	天保八・ 一〇 一紙 原本 一通
178	辰御年貢可納割附之事 （添田一郎次より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、未 _レ 辰迄拾ヶ年定免、極月十日限急度可令皆済、袖裏に押紙あり）	天保三・ 一〇 一紙 原本 一通

宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合、巳 ^ノ 寅迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可令皆 済）	辰御年貢可納割附之事 （寺西直次郎より陸奥國白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、當辰 ^ノ 丑迄拾ヶ 年定免、極月十日限急度可 令皆済）	宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、當寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）
天保一五・一 紙 原本 一通	嘉永元・一 紙 原本 一通	嘉永二・一 紙 原本 一通	嘉永二・一 紙 原本 一通	嘉永二・一 紙 原本 一通	嘉永二・一 紙 原本 一通	嘉永四・一 紙 原本 一通	嘉永四・一 紙 原本 一通
可為皆済） 丑御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、辰 ^ノ 丑迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	寅御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より陸奥國白 川郡板庭村名主・組頭・惣 百姓宛、高三百四拾八石七 斗七舛五合、當寅 ^ノ 亥迄拾 ヶ年定免、極月十日限急度 可令皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）	辰御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合、寅 ^ノ 亥迄拾ヶ年 定免、極月十日限急度可令 皆済）
嘉永六・一 紙 原本 一通	嘉永七・一 紙 原本 一通	安政三・一 紙 原本 一通	安政三・一 紙 原本 一通	安政三・一 紙 原本 一通	安政四・一 紙 原本 一通	安政四・一 紙 原本 一通	安政四・一 紙 原本 一通

195 戊御年貢可納割附之事 （清水孫次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 文久二・一紙原本一通	194 西御年貢可納割附之事 （清水孫次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 外五合、寅方亥迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可令皆 文久元・一紙原本一通	193 申御年貢可納割附之支 （内海多次郎より、奥州白川 郡板庭村、高三百四拾八石 七斗七外五合、寅方亥迄拾 ヶ年定免、極月十日限急度 可令皆済） 萬延元・一紙原本一通	192 未御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より陸奥國白 川郡板庭村名主・組頭・惣 百姓宛、高三百四拾八石七 斗七外五合、寅方亥迄拾ヶ 年定免、極月十日限急度可 令皆済） 安政六・一紙原本一通	191 午御年貢可納割附之事 （大竹左馬太郎より陸奥國白 川郡板庭村名主・組頭・惣 百姓宛、高三百四拾八石七 斗七外五合、寅方亥迄拾ヶ 年定免、極月十日限急度可 令皆済） 安政五・一紙原本一通
199 寅御年貢可納割附之事 （多田銃三郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 外五合、子方酉迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可令皆 慶應二・一紙原本一通	198 丑御年貢可納割附之事 （多田銃三郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 外五合、子方酉迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可令皆 慶應元・一紙原本一通	197 子御年貢可納割附之事 （多田銃三郎より陸奥國白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七外五合、當子方酉迄拾ヶ 年定免、極月十日限急度可 令皆済） 元治元・一紙原本一通	196 〔亥御年貢可納割附之事〕 （中村勘兵衛より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 外五合、寅方亥迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度皆済可 令） 文久三・一紙原本一通	舛五合、寅方亥迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可令皆 済）

200	卯御年貢可納割附之事 （多田銃三郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合、子方西迄拾ヶ年定 免、極月十日限急度可令皆 済） 慶應三・一〇	一紙原本一通
201	未御年貢皆済目録 （辻六郎左衛門より陸奥國白 川郡板庭村名主・組頭・惣 百姓宛、高三百四拾八石七 斗七舛五合、袖裏に押紙あ り） 元文五・二一	一紙原本一通
202	寅御年貢皆済目録 （渡邊半十郎より陸奥國白川 郡板庭村名主・組頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合） 宝曆九・五一	一紙原本一通
203	卯御年貢皆済目録 （渡邊半十郎より陸奥國白川 郡板庭村名主・与頭・惣百 姓宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合） 寶曆一〇・一	一紙原本一通
204	辰御年貢皆済目録 （前沢藤十郎より奥州白川郡 板庭村名主・与頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合） 宝曆一一・一	一紙原本一通
205	未御年貢皆済目録 （前沢藤十郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合） 寶曆一四・一	一紙原本一通
206	西御物成皆済目録 （蔭山外記より陸奥國白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合） 明和三・四一	一紙原本一通
207	巳御物成皆済目録 （蔭山外記より白川郡板庭村 名主・惣百姓宛、高三百四 拾八石七斗七舛五合） 安永三・三一	一紙原本一通
208	午御物成皆済目録 （蔭山外記より奥州白川郡板 庭村名主・惣百姓宛、高三 百四拾八石七斗七舛五合） 安永四・三一	一紙原本一通
209	未御物成皆済目録 （蔭山外記より板庭村名主・ 惣百姓宛、高三百四拾八石 七斗七舛五合） 安永五・三一	一紙原本一通
210	申御物成皆済目録 （蔭山外記より板庭村名主・ 惣百姓宛、高三百四拾八石 七斗七舛五合、袖に切れ） 安永六・三一	一紙原本一通
211	酉御年貢米金皆済目録 （内方鉄五郎より板庭村名主 ・与頭・惣百姓宛、高三百 安永七・三一	一紙原本一通

212 戊御年貢米金皆済目録 (内方鉄五郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 安永八・三一 紙 原本 一通	213 亥御年貢米金皆済目録 (内方鉄五郎より奥州白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 安永九・三一 紙 原本 一通	214 子御年貢金皆済目録 (内方鉄五郎より奥州白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 安永一〇・一 紙 原本 一通	215 丑御年貢皆済目録 (野村彦右衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 天明二・四一 紙 原本 一通	216 寅御年貢皆済目録 (野村彦右衛門より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 天明三・四一 紙 原本 一通	217 午御年貢皆済目録 (野村権九郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 天明七・四一 紙 原本 一通
218 未御物成皆済目録 (小笠原仁右衛門より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 天明八・三一 紙 原本 一通	219 申御年貢米金皆済目録 (庵原六郎兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・百姓代宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、袖裏に付箋あり) 寛政元・四一 紙 原本 一通	220 酉御年貢皆済目録 (庵原六郎兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 寛政二・四一 紙 原本 一通	221 戌御年貢皆済目録 (庵原六郎兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 寛政三・四一 紙 原本 一通	222 亥御年貢皆済目録 (庵原六郎兵衛より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 寛政四・四一 紙 原本 一通	223 子御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭宛、高三百四拾八石七斗七舛五合) 寛政五・三一 紙 原本 一通

郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	224 丑御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	寛政六・三一 紙 原本 一通
郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	225 寅御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	寛政七・三一 紙 原本 一通
郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	226 卯御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	寛政八・三一 紙 原本 一通
郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	227 巳御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	寛政一〇・一 紙 原本 一通
板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	228 午御年貢皆済目録 (寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	寛政一一・一 紙 原本 一通
郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	229 未御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	寛政一二・一 紙 原本 一通
西御年貢皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、袖に破れ)	230 西御年貢皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合、袖に破れ)	享和二・三一 紙 原本 一通
戌御年貢米金皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	231 戌御年貢米金皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	享和三・三一 紙 原本 一通
亥御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	232 亥御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化元・三一 紙 原本 一通
子ノ御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	233 子ノ御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化二・三一 紙 原本 一通
丑御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	234 丑御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化三・三一 紙 原本 一通

235	寅御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化四・三一	紙	原本	一通
236	卯御年貢皆済目録 (寺西重次郎より陸奥國白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化五・三一	紙	原本	一通
237	辰御年貢皆済目録 (寺西重次郎より板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化六・三一	紙	原本	一通
238	巳御年貢皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化七・三一	紙	原本	一通
239	午御年貢皆済目録 (寺西重次郎より板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化八・三一	紙	原本	一通
240	未御年貢皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・与頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化九・三一	紙	原本	一通
241	酉御年貢皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化一一・一	紙	原本	一通
242	戌御年貢皆済目録 (寺西重次郎より板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化一二・一	紙	原本	一通
243	亥御年貢皆済目録 (寺西重次郎より板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化一三・一	紙	原本	一通
244	子御年貢皆済目録 (寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化一四・一	紙	原本	一通
245	丑御年貢皆済目録 (寺西重次郎より奥州白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文化一五・一	紙	原本	一通
246	寅御年貢皆済目録 (寺西重次郎より白川郡板庭村名主・組頭・惣百姓宛、高三百四拾八石七斗七舛五合)	文政二・三一	紙	原本	一通

247	卯御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政三・三 一 紙 原本 一通
248	辰御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政四・三 一 紙 原本 一通
249	巳御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政五・三 一 紙 原本 一通
250	去午御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政六・三 一 紙 原本 一通
251	去未御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政七・三 一 紙 原本 一通
252	去申御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政八・三 一 紙 原本 一通
253	去酉御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合、袖裏に付箋あり）	文政九・三 一 紙 原本 一通
254	戌御年貢皆済目録 （寺西重次郎より白川郡板庭 村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文政一〇・ 三 一 紙 原本 一通
255	去亥御年貢皆済目録 （柴田善之丞より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	文政一一・ 四 一 紙 原本 一通
256	去丑御年貢皆済目録 （柴田善之丞より陸奥國白川 郡板庭村名主・組頭・惣百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	文政一三・ 四 一 紙 原本 一通
257	寅御年貢皆済目録 （柴田善之丞より陸奥國白川 郡板庭村名主・組頭・惣百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	天保二・四 一 紙 原本 一通
258	卯御年貢皆済目録 （添田一郎次より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	天保三・三 一 紙 原本 一通

259	辰御年貢皆済目録 (添田一郎次より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	天保四・三 一 紙 原本 一通
260	巳御年貢皆済目録 (辻富次郎より奥州白川郡板 庭村名主・組頭・百姓代宛、 高三四拾八石七斗七舛五 合)	天保五・四 一 紙 原本 一通
261	午御年貢皆済目録 (辻富次郎より奥州白川郡板 庭村名主・組頭・百姓代宛、 高三四拾八石七斗七舛五 合)	天保六・四 一 紙 原本 一通
262	未御年貢皆済目録 (辻富次郎より奥州白川郡板 庭村名主・組頭・百姓代宛、 高三四拾八石七斗七舛五 合)	天保七・四 一 紙 原本 一通
263	申御年貢皆済目録 (野村彦右衛門より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・百姓 代宛、高三四拾八石七斗 七舛五合)	天保八・四 一 紙 原本 一通
264	去西御年貢皆済目録 (竹垣三右衛門より奥州白川 郡板庭村庄屋・組頭・惣百 姓宛、高三四拾八石七斗 七舛五合)	天保九・四 一 紙 原本 一通
265	戌御年貢皆済目録 (篠田藤四郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	天保一〇・ 四 一 紙 原本 一通
266	亥御年貢皆済目録 (篠田藤四郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	天保一一・ 四 一 紙 原本 一通
267	丑御年貢皆済目録 (篠田藤四郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	天保一三・ 四 一 紙 原本 一通
268	辰御年貢皆済目録 (寺西直次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	弘化二・四 一 紙 原本 一通
269	巳御年貢皆済目録 (寺西直次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	弘化三・四 一 紙 原本 一通
270	午御年貢皆済目録 (寺西直次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・惣百姓 宛、高三四拾八石七斗七 舛五合)	弘化四・四 一 紙 原本 一通

271	未御年貢皆済目録 （荒井清兵衛より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	嘉永元・四 一 紙 原本 一通
272	申御年貢皆済目録 （荒井清兵衛より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	嘉永二・四 一 紙 原本 一通
273	酉御年貢皆済目録 （大草太郎左衛門より陸奥國 白川郡板庭村名主・組頭・ 百姓代宛、高三百四拾八石 七斗七舛五合）	嘉永三・四 一 紙 原本 一通
274	戌御年貢皆済目録 （大草太郎左衛門より奥州白 川郡板庭村名主・組頭・百 姓代宛、高三百四拾八石七 斗七舛五合）	嘉永四・四 一 紙 原本 一通
275	亥御年貢皆済目録 （大草太郎左衛門より奥州白 川郡板庭村名主・組頭・百 姓代宛、高三百四拾八石七 斗七舛五合）	嘉永五・四 一 紙 原本 一通
276	子御年貢皆済目録 （大草太郎左衛門より奥州白 川郡板庭村名主・組頭・百 姓代宛、高三百四拾八石七 斗七舛五合）	嘉永六・四 一 紙 原本 一通
277	丑御年貢皆済目録 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	嘉永七・三 一 紙 原本 一通
278	寅御年貢皆済目録 （大竹左馬太郎より陸奥國白 川郡板庭村名主・組頭・百 姓代宛、高三百四拾八石七 斗七舛五合）	安政二・四 一 紙 原本 一通
279	卯皆済目録 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	安政三・四 一 紙 原本 一通
280	辰御年貢皆済目録 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	安政四・三 一 紙 原本 一通
281	巳御年貢皆済目録 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	安政五・三 一 紙 原本 一通
282	午御年貢皆済目録 （大竹左馬太郎より奥州白川 郡板庭村名主・組頭・百姓 代宛、高三百四拾八石七斗 七舛五合）	安政六・三 一 紙 原本 一通

283	未御年貢皆済目録 （内海多次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	萬延元・四 一 紙 原本 一通
284	申御年貢皆済目録 （内海多次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	文久元・四 一 紙 原本 一通
285	酉御年貢皆済目録 （清水孫次郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合、袖に破れ）	文久二・四 一 紙 原本 一通
286	戌御年貢皆済目録 （森孫三郎より奥州白川郡板 庭村庄屋・組頭・百姓代宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	文久三・四 一 紙 原本 一通
287	亥御年貢皆済目録 （森孫三郎より奥州白川郡板 庭村名主・組頭・惣百姓宛、 高三百四拾八石七斗七舛五 合）	元治元・四 一 紙 原本 一通
288	子御年貢皆済目録 （多田銃三郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	慶應元・四 一 紙 原本 一通
289	丑御年貢皆済目録 （多田銃三郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・百姓代 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	慶應二・四 一 紙 原本 一通
290	寅御年貢皆済目録 （多田銃三郎より奥州白川郡 板庭村名主・組頭・長百姓 宛、高三百四拾八石七斗七 舛五合）	慶應三・四 一 紙 原本 一通
291	上弐海老瀬村外四ヶ村忝劣御廻 米之儀伺書 （林部善太左衛門より御勘定 所宛、海老瀬村・北大嶋村 ・大曲村・離村・細谷村、 米七拾九石五舛三合三夕）	嘉永五・ 一一 中判型 写本 一冊 豎 帳

三 秦太一郎家文書（その二）

所在
所有者
内容

埼玉県春日部市
秦太一郎
白川郡塙村の名主文書。『歴史資料館収蔵資料目録』第六集に未収録だった近世文書六二点、近代文書六七点の総数一二九点を収録。秦家は、近世期に塙村・下洪井村・竹之内村三ヶ村の名主を、明治期に塙村等の用掛等を務めた。第六集と同様に、近世期の塙地域の絵図を多く含む。また近世初期における同地域や当該期に代官だった秦治右衛門について、郷土史研究家の金沢春友氏が昭和初期に調査し秦家に提供したと考えられる古文書及び文献の写し等が散見される。なお、内容注記の文書番号は第六集のものである。

近世文書

代官と幕政

代官

〈巡見〉

〔人数書上〕覚

（石川郡谷澤村外七ヶ村、巡見使に付き人足書上力）

〔江戸期〕
五・一四、
五・一九

一紙控 一枚

幕政

〈手当〉

2

〔塙代官領諸手当綴〕
（常陸国多賀郡白場村外一八ヶ村、極貧・川除自普請・川欠道造・道橋修復等御手当、綴じ外れ一三枚）

〔江戸後期〕
三・一六、
四・二五

中判型 原本 一綴
縦帳

3

〔御手当米・金子書上帳〕
（石川郡岩法寺村外一八ヶ村、日数五十日分、綴じ外れ二枚）

〔江戸後期〕 小判型 控 一冊
横帳

〈非常備金〉

4

〔郡中差出金書上帳〕
（卯年取立郡中差出金・辰春郡中非常備金、不納分記載）

〔江戸後期〕 中判型 原本 一冊
縦帳

〈夫食貸付〉

5

御拝借申初證文之事
（村御役人衆中宛、メ初八俵、當申作立夫喰差支に付き）

万延元・四 一紙 原本 一通
・五

村と町

土地

〔高反別書上〕

〔畑反別書上帳〕

〔合巻町九反壹畝廿八歩〕

〔荒地〕

〔江戸後期〕

横 中判型
帳 原本
一冊

7

〔陸奥国白川郡塙村荒芝地絵図〕
〔田・畑・荒芝地等着色、竹
之内村境等記載、二七・五
×三八・五cm〕

〔江戸後期〕

絵 図 原本
一枚

年貢

〔検見〕

8

〔袋〕
〔表面墨書「御検見繪圖面入」、
二五二号と関連〕

慶応三・九

袋 原本
一枚

〔年貢割付状〕

〔塙村年貢割付状〕
〔天保五年以降、免拔粹〕

〔江戸後期〕

横 中判型
帳 抄本
一冊

9

村と町

〔村絵図〕

10

〔陸奥国白川郡塙村絵図〕
〔田・畑・川等着色、米山・
橋等記載、三〇・九×八〇
・七cm〕

〔江戸後期〕

絵 図 下書
一枚

11

〔陸奥国白川郡塙村絵図〕
〔道・久慈川等着色、米山・
天和元酉年新川堀切跡・耕
地面積等記載、一部切り取
り、四一・七×八一・五cm〕

〔江戸後期〕

絵 図 原本
一枚

12

〔陸奥国白川郡塙村略絵図〕
〔田・畑・川欠場所等着色、
御陣屋・屋敷等記載、竹之
内村・上石村境破線、二七
・七×三八・〇cm〕

〔江戸後期〕

絵 図 下書
一枚

13

〔陸奥国白川郡塙村地割図〕
〔地割番号・土地所有者名等
記載、一部切り取り、裏打
ち紙あり、八二・四×七〇
・二cm、二四二号と関連〕

〔江戸後期〕

絵 図 原本
一枚

14

〔陸奥国白川郡塙村川原絵図〕
〔田・畑・川等着色、台宿村
境破線、川原部分貼紙、三
〇・九×四四・五cm〕

〔江戸後期〕

絵 図 控
一枚

15

〔陸奥国白川郡塙村川原絵図〕
〔田・畑・川等着色、台宿村〕

〔江戸後期〕

絵 図 控
一枚

境破線、川原部分貼紙、三一・二×四四・六cm)	〔陸奥国白川郡塙村周辺略絵図〕 〔田・道・屋敷地・真成院・安楽寺・地藏院・下洪井村・集落・竹之内村集落等記載、四四・〇×六〇・八cm〕	〔陸奥国白川郡塙村周辺略絵図〕 〔田・畑・屋敷地・御陣屋・真成院・安楽寺・地藏院・字名等記載、付箋・裏打ち紙あり、四三・〇×六一・四cm〕	〔陸奥国白川郡塙村・台宿村境橋絵図〕 〔田・道等着色、橋等記載、三八・二×二七・〇cm〕	〔陸奥国白川郡下洪井村絵図〕 〔田・畑・川欠等着色、集落等記載、塙村・上洪井村・八槻村境破線、二七・三×三八・七cm〕	〔陸奥国白川郡竹之内村絵図〕 〔田・畑等着色、集落・山林等記載、塙村・北野村境破線、二七・二×三八・六cm〕	〔陸奥国白川郡中野村略絵図〕 〔道・川着色、田・屋敷等記載、三一・三×四四・五cm〕	〔陸奥国白川郡内川村絵図〕 〔山間部拡大、山・道・荒畑・沢水着色、字名・水戸領曾根等記載、三二・二×四〇・八cm〕	〔陸奥国白河郡社仁井田村絵図〕 〔田・畑・川等着色、集落・白旗神社・教王院等記載、三二・八×四四・五cm〕	〔袋〕 〔表面墨書「後吾可為見合繪圖面入」〕	〔受取金書上〕 〔〆七拾八両壹分三朱式百七拾四文〕	〔書状〕 〔与惣衛門殿勘定残有之由に付き見合可申、前欠〕	〔袋〕 〔塙三ヶ村名主久次右衛門外三名、表面墨書「年中村夫錢小入用帳 羽黒山祭禮帳入」、二八七号と関連〕	〔村定〕 〔遊日・氏神祭礼日・婚礼時〕	〔江戸後期〕 絵図写 一枚	〔江戸後期〕 絵図写 一枚	〔江戸後期〕 袋 原本 一枚	〔江戸期〕 一紙控 一枚	〔江戸期〕 一紙下書 一枚	安政二・一一 袋 原本 一枚	〔寛政八〕 一紙控 一枚
--------------------------------	--	--	---	--	---	---	--	--	-----------------------------------	--------------------------------------	---	---	--------------------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	---------------------

等出席者制定) 〔上石井村外四ヶ村組合村定〕 〔上石井村・中石井村・下石井村・戸塚村・木反村・常舨身持不宜者等制止・災害時相互駈合・変事取鎮〕 〔江戸後期〕 一 紙 写 一枚	之由御書付頂戴仕度) 〔書状〕 〔鈴木主水より秦治右衛門宛、保助へ金子早速御渡し可被下、端裏付箋「鈴木主水一家ノ事」〕 〔江戸後期〕 一 紙 原本 一通
30 此段乍恐一同連印ヲ以奉願上候 〔白川郡三拾三ヶ村・石川郡四ヶ村より、新附村之義別段年番役相定申度、後欠〕 〔村役人〕 〔江戸後期〕 一 紙 下書 一枚	36 〔書状〕 〔斎藤五郎兵衛より次右衛門・勝蔵宛、金子二十両御返済可被成、前欠〕 〔江戸後期〕 一 紙 原本 一通
31 〔書状〕 〔市右衛門塙名主役へ就任見込みに付き御役所江御聞込、前欠〕 〔江戸後期〕 一 紙 下書 一枚	37 〔書状〕 〔下洪井村名主宇三郎・組頭伊平・百姓代徳兵衛より塙御役所宛、台宿村堰相障りに付き取拂被仰付度奉願上〕 〔江戸後期〕 一 紙 下書 一枚
32 〔古市家人名書上〕 〔秦次右衛門盛久外一一名〕 〔江戸後期〕 一 紙 原本 一枚	38 〔書状〕 〔川下村弥内妹はつ立戻御断願い〕 〔江戸後期〕 一 紙 下書 二枚
33 〔書状〕 〔秦宇三郎より御苗盈蔵宛、以村方飯料未皆済に付き丈三様へ宜敷御咄し被下候様〕 〔文久三〕 亥・三・二六 一 紙 下書 一枚	39 〔陸奥国白川郡塙村・板庭村境墨引絵図〕 〔篠田藤四郎塙御役所より奥州白川郡塙村宛、今般両村御林境就紛敷、道・御林・杭・字名等記載、付札・下札あり、黒印「篠田役所」、五五・七×三八・二cm〕 〔天保二〕 丑・一〇 絵 図 原本 一枚
34 〔書状〕 〔井上市右衛門方江多田〔銃三郎〕様御乗物暫時御預ケ 〔慶応四〕 閏四・二〇 一 紙 下書 一枚	

40	〔袋〕 （表面墨書「竹之内村板庭村 論所繪圖面入」等） 〈村災害〉	安政四・八	袋	原本	一枚
41	〔陸奥国白川郡塙村川欠・石砂 入絵図〕 （田・川原等着色、川欠場所 ・石砂入場所記載、是者不 用、二七・二×三八・一cm）	〔江戸後期〕	絵図	下書	一枚
42	〔陸奥国白川郡塙村字柳原川欠 絵図〕 （田・道等記載、台宿村境破 線、川欠場所貼紙、二七・ 四×三八・三cm）	〔江戸後期〕	絵図	控	一枚
43	〔陸奥国白川郡塙村・台宿村川 欠・砂入絵図〕 （川欠・砂入場所等着色、杭 柵等記載、二七・四×三五 ・〇cm） 〈借用証文〉	〔江戸後期〕	絵図	下書	一枚
44	借用申初證文之事 （中石井村金澤弥右衛門宛、 請人中石井村名主代五 〇、初拾六俵、破損）	文久二・五	一紙	原本	一通
45	〔金子請取覚〕 （高松八十吉より、金壹両、 畑方、四五〇号と関連カ）	〔幕末期〕	一紙	原本	一通
46	〔金子請取〕覚 （直衛門より安兵衛宛、メ金 貳分ト百五拾貳文） 袋・包紙・封紙・断簡	〔江戸期〕	一紙	控	一枚
47	〔付箋〕 （一、四斗貳升八合六勺壹 才要助） 産業	〔江戸期〕	一紙	原本	一枚
48	〔堰差図〕 （大杵・鳥井杵・はと柱等記 載、惣間貳十式間、二七・ 〇×七三・一cm） 〈主穀物〉 農業 水利	〔江戸期〕	絵図	下書	一枚
49	〔初・麦・稗俵書上〕 （塙村・竹之内村・下洪井村 分、メ三百七拾五表壹斗九 升三合八勺） 製造業	〔江戸後期〕	一紙	原本	一枚
50	乍恐以至願奉申上候 （塙村名主宇三郎・与頭幸藏 ・百姓代徳三郎より塙御役	文久三・正	一紙	下書	一枚

所宛、忠吉新規蜂蜜稼方願
い、五四五号と関連)

商業・金融

〔相場〕

51 〔米銭相場〕覚

寺社

檀家

52 〔戒名書上〕

(岩下理右門祖母外戒名)

文化

学術芸能

〔俳諧〕

53 〔俳諧一枚摺〕

(崑山外五名、
「福わかし」
陸奥塙連)

〔万延元〕
庚申・春
一紙 板本 一枚

54

〔俳諧一枚摺〕
(崑山外五名、
「福わかし」
陸奥塙連)

〔万延元〕
庚申・春
一紙 板本 一枚

55

〔俳諧一枚摺〕
(崑山外五名、
「福わかし」
陸奥塙連)

〔万延元〕
庚申・春
一紙 板本 一枚

56

〔俳諧一枚摺〕
(崑山外五名、
「福わかし」
陸奥塙連、
破損)

〔万延元〕
庚申・春
一紙 板本 一枚

57

〔俳諧一枚摺〕
(崑山外五名、
「福わかし」
陸奥塙連)

〔万延元〕
庚申・春
一紙 板本 三枚

58

〔俳諧一枚摺〕
(崑山外五名、
陸奥塙連)

〔万延元〕
庚申・春
一紙 板本 一枚

59

〔発句〕
(両竹)

〔江戸後期〕
一紙 原本 一枚

60

〔発句〕
(町連拝、吟二御先生御評)

〔江戸期〕
一紙 原本 一枚

61

泊天草洋
(頼山陽)

〔江戸後期〕
一紙 写 一枚

62

〔白紙片〕
袋・包紙・封紙・断簡

〔江戸〕
明治期
一紙 原本 一枚

近代文書（明治・大正・昭和前期）

区・町・村

土地

〈境界〉

63

〔土地境界測量図〕
（持主山岡秀友、境界立會人戸長秦宇三郎外五名、測量値・杭等記載、三八・六×二七・八cm）

明治一六・一
絵図控 一枚

〈持高〉

64

〔秦宇三郎持高書上〕
（東白川郡塙村・下渋井村分）

〔明治期〕
一紙控 一枚

〈登記〉

65

〔登記関係書類綴〕
（土地分筆二付登記申請・建物敷地変更二付登記申請・保証書・土地所有権保存二付登記申請・土地賣渡証等、朱印「登記済」「白河區裁判所常豊出張所印」等、破損）

明治三七・一・二二（昭和五・九）
中判型 原本 一綴
縦帳

〈土地払下〉

66

〔官有〕
〔地拂下願〕
（福島縣東白川郡常豊村大字）

明治二三
中判型 控 一綴
縦帳

塙字下町願人真田理助・白石伊三郎より福島縣知事山田信道宛、反別及び代金書上、「磐城国東白川郡常豊村大字塙字柳原圖面」三枚合綴）

〈土地讓渡〉

67

証言証
（東白川郡石井村大字〔 〕
菊〔 〕外四名より右郡常豊村大字塙秦丑之助宛、東白川郡石井村大字上石井字前高野九拾四番内山林の讓渡に付き証言、破損）

大正一〇・四・九
中判型 原本 一冊
縦帳

〈起返〉

68

〔包紙〕
（表面墨書「畑田成 田起返畑起返 田畑成起返 繪圖面入」、六八二・六八七、六八九号と関連）

明治七・一〇
包紙 原本 一枚

人口

69

〔書狀〕
（戸塚村藤井庄兵衛より塙村長秦宇三郎宛、栄吉引受に付き人別江御組入可被下）

〔明治期〕
一紙 原本 一通
八・一四

税

〔領収証〕

70

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡塙村秦宇三郎宛、地方税分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

71

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡板庭村秦宇三郎宛、地方税分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

72

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡下渋井村秦宇三郎宛、地方税分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

73

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡塙村秦宇三郎宛、管内割分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

74

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡板庭村秦宇三郎宛、管内割分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

75

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡下渋井村秦宇三郎宛、管内割分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

76

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡上渋井村秦宇三郎宛、管内割分)

明治二・一七 一 紙 原本 一通

77

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡上渋井村秦宇三郎宛、地方税分)

明治二・一八 一 紙 原本 一通

78

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡塙村秦宇三郎宛、第六期地租分)

明治二・二一 一 紙 原本 一通

79

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡板庭村秦宇三郎宛、第六期地租分)

明治二・二一 一 紙 原本 一通

80

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡下渋井村秦宇三郎宛、第六期地租分)

明治二・二一 一 紙 原本 一通

81

〔受取〕證

(福島縣東白川郡長奥村新一郎より福島縣東白川郡塙村秦宇三郎宛、四月、六月迄仮割分)

明治二・二八 一 紙 原本 一通

村	〈絵図〉	82	福島縣東白川郡常豊村大字塙下 渋井聯合耕地整理確定圖 （縮尺貳千四百分ノ壹、田・ 宅地・村界・大字界等記載、 六三・五×九一・二cm）	〔明治後期〕	絵 図	原本	一枚
		83	〔袋〕 （表面墨書「板庭村塙村境繪 圖面入」、六八六号と関連）	明治七・九 ・八	袋	原本	一枚
		84	〔題紙〕 （「塙耕地整理確定圖」）	〔明治後期〕	一 紙	原本	一枚
		85	〔古文書・古地図〕 〔袋〕 （表面墨書「舊塙図面入」）	昭和四・ 一〇	袋	原本	一枚
		86	〔袋〕 （表面墨書「舊塙図面入」）	昭和四・ 一〇	袋	原本	一枚
	〔袋〕	87	（貼紙「台聴政要録 五冊」、 一九号と関連）	〔近代期〕	袋	原本	一枚
		88	〔袋〕 （表面墨書「仕法金貸渡帳」、 四五号と関連）	〔近代期〕	袋	原本	一枚
		89	〔袋〕 （題紙「塙村田畑水帳 二冊」 等、八二、九二号と関連）	〔近代期〕	袋	原本	一枚
		90	〔袋〕 （表面墨書「宗門人別書」、 一一〇・一一一号と関連）	〔近代期〕	袋	原本	一枚
		91	〔袋〕 （貼紙「塙村個人持地」）	〔近代期〕	袋	原本	一枚
	〔包紙〕	92	（貼紙「地方落穂集 参冊」 等、二〇・二一・六二一号 と関連）	〔近代期〕	袋	原本	一枚
		93	〔戸籍謄本〕 （秦家、第十八區會所罫紙）	〔明治前期〕	中判型 罫 帳	謄本	一冊
		94	〔書簡〕 （渡邊方綱より秦宇三郎宛、 白米五升御融通相願候、端 裏貼紙「明治拾壹年證書 紀元二五三八年」）	明治一一・ 五・二七	一 紙	原本	一通
		95	〔書簡〕 （こふり方の金子に付き尋ね、 後欠）	〔近代期〕	一 紙	原本	一通

96	初借用証 (菊地) 外二名より秦宇 三郎宛、初沓俵、證券界紙、 破損)	明治一二・一 紙 原本 一通
97	〔受取〕 證 (福島縣東白川郡長奥村新一 郎より福島縣東白川郡上洪 井村青砥越吾宛、清酒醸造 税分)	明治一二・一 紙 原本 一通
98	〔受取〕 證 (福島縣東白川郡長奥村新一 郎より福島縣東白川郡板庭 村本多六左衛門宛、清酒醸 造税分)	明治一二・一 紙 原本 一通
99	〔受取〕 證 (福島縣東白川郡長奥村新一 郎より福島縣東白川郡板庭 村本多六左衛門宛、焼酎營 業免許税分)	明治一二・一 紙 原本 一通
100	〔受取〕 證 (福島縣東白川郡長奥村新一 郎より福島縣東白川郡上洪	明治一二・一 紙 原本 一通
101	〔地藏院上地絵図〕 (本堂・墓所・上地畑・反別 等記載、二七・六×三七・ 七cm)	明治七・六 絵 図 控 一枚
102	〔地藏院所有地反別図〕 (本堂・墓所・畑・反別等記 載、三八・五×二七・三cm)	〔明治前期〕 絵 図 下書 一枚
103	〔塙村安楽寺所有地反別図〕 (薬師堂・屋敷・墓所・畑・ 反別等記載、二七・三×三 八・六cm)	〔明治前期〕 絵 図 下書 一枚
104	〔領収証〕 請取証 (第十八區収入掛より塙村納 人宛、明治十一年祠官掌給 追納分)	明治一二・一 紙 原本 一通
105	請取証 (第十八區収入掛より下洪井 村納入宛、明治十一年祠官	明治一二・一 紙 原本 一通

109	108	107	106	
國難突破 日本國民歌 (伯爵東郷平八郎揮毫、複製)	〔包紙〕 (表面墨書「嶋田江口両氏方の書簡 外池外貳氏方の書簡 貳通」、三七〇・三七五号と関連)	〔書簡〕 (〔金沢〕春友より秦宛、資料貸与の件)	〔書状〕 (水戸領中染村渡邊河内より白川郡塙村秦次衛門宛、若衆様芝居興行に付き奉賀及び長病症状報告)	掌給追納分) 家と暮らし 交流 〔書状〕
〔昭和前期〕 一紙 刊本 一枚	〔昭和期〕 包紙 原本 一枚	〔昭和期〕 一紙 原本 一通	〔明治前期〕 一紙 原本 一通 九・一六	
117	116	115	114	113
〔貼紙〕 (「佐竹右京大夫秋田へ御廻	〔貼紙〕 (「はつめ一件書類」)	〔貼紙〕 (「前沢代官時代の御領御林調書」)	〔袋〕 (貼紙「書輸入」)	〔袋〕 (表面墨書「諸大名書輸入」、裏面内容目録あり)
〔近代期〕 一紙 原本 一枚	〔近代期〕 一紙 原本 一枚	〔近代期〕 一紙 原本 一枚	昭和四 袋 原本 一枚	昭和四・九 袋 原本 一枚
112	111	110		
〔古文書抜粋〕 (隱田一件及び塙代官変遷、一〇一号と関連)	〔古文書抜粋〕 (「塙村御城物語之事」「治右衛門殿御身ノ事」、三四四号と関連)	〔『大日本地名辞書』抜粋〕 (「塙」項抜粋)		
〔昭和期〕 一紙 写 二枚	〔昭和期〕 一紙 写 一枚	〔昭和期〕 一紙 抄本 一枚		
117	116	115	114	113
〔貼紙〕 (「佐竹右京大夫秋田へ御廻	〔貼紙〕 (「はつめ一件書類」)	〔貼紙〕 (「前沢代官時代の御領御林調書」)	〔袋〕 (貼紙「書輸入」)	〔袋〕 (表面墨書「諸大名書輸入」、裏面内容目録あり)
〔近代期〕 一紙 原本 一枚	〔近代期〕 一紙 原本 一枚	〔近代期〕 一紙 原本 一枚	昭和四 袋 原本 一枚	昭和四・九 袋 原本 一枚
112	111	110		
〔古文書抜粋〕 (隱田一件及び塙代官変遷、一〇一号と関連)	〔古文書抜粋〕 (「塙村御城物語之事」「治右衛門殿御身ノ事」、三四四号と関連)	〔『大日本地名辞書』抜粋〕 (「塙」項抜粋)		
〔昭和期〕 一紙 写 二枚	〔昭和期〕 一紙 写 一枚	〔昭和期〕 一紙 抄本 一枚		

の時の書付」)

〈人物由緒〉

祖先秦次右衛門の事

(吉田東伍『大日本地名辞書』

「塙」項内「棚倉往古由来
記云」部分抜粹、端貼紙・
端裏貼紙・裏面付箋あり)

昭和四

一紙 抄本 一枚

119

〔秦家代官履歴調〕

(慶長・元和期秦治右工門履
歴、裏面「塙代官調」等)

〔昭和期〕

一紙 原本 一枚

120

〔人物由緒書上〕

(安藤重信・酒井忠朝・酒井
忠世)

〔昭和期〕

一紙 原本 一枚

121

〔貼紙〕

(「次右工門御身ノ事」)

昭和四・
初秋

一紙 原本 一枚

122

〔貼紙〕

(「秦治右衛門代官現職」)

〔近代期〕

一紙 原本 一枚

〈文献〉

123

〔袋〕

(貼紙「一、塙附近の史蹟と
名所」等、七四一〜七四三
号と関連)

〔昭和期〕

袋 原本 一枚

娯楽・習俗

〈信仰〉

124

摩射除御守

(高野山金剛峯寺)

〔近代期〕

御守 板本 一点

125

〔陰陽判断書〕

(金澤陰陽判断部より、乙丑
当六十二才男主人五十七才
ノ当時預り品失態に付き)

〔大正一四〕

一紙 原本 一通

126

野馬臺

〔近代期〕

一紙 写本 一枚

袋・包紙・封紙・断簡

127

〔袋〕

(表面墨書「昭和四年十月
秦氏」)

昭和四・
一〇

袋 原本 一枚

128

〔袋〕

〔近代期〕

袋 原本 一枚

129

〔袋〕

〔近代期〕

袋 原本 一枚

四 藤井二郎家文書（その二）

所在地
所有者
内容

郡山市
藤井健一郎

『歴史資料館収蔵資料目録』第六集に収録した「藤井二郎家文書」の追加分。近世期に棚倉藩および幕府領塙代官の支配下におかれた白川郡戸塚村の名主文書の一部で、近世文書・近世史料九一点、近代文書一〇点を収録した。文化関係の史料が大半を占めており、特に藤井家が学んだ「家相」に関する史料が多く、各地の家屋敷を対象とした家相図・屋敷図などが伝存している点は特徴的である。また、同家が収集した名所図なども含まれており、諸国の「名所」に関心を持っていたことが窺われる。

近世文書

村と町

村と町

〔村絵図〕

1 白川郡戸塚村〔絵図〕

（道・河川水路・田畑・寺社・高札等記載、三〇×四四cm）

〔江戸期〕

絵図 原本 一枚

2 〔村絵図断簡〕

（集落・道・川等記載、三三×四八cm）

〔江戸期〕

絵図 控 一枚

3 當申川欠石砂入小前書上帳

（白川郡戸塚村名主吉兵衛外二名より嶋田八五郎様御役

天保七・八

大判型 控 一冊

所宛、大風雨久慈川洪水二付改）

〔地主と小作〕

4 〔讓地并代金等書留帳〕

交通

陸上交通

〔道中記〕

5 〔紀行〕

（新潟を立て北陸道の濱路に向ひ弥彦山・野積をたどり句を詠む、前欠）

〔天明期〕

一紙 原本 一通

6 〔道中記〕

（月山・湯殿山・鶴岡より新潟・会津・矢吹迄之道中旅籠代・舟銭等諸入用并行程書

〔江戸期〕

中判型 原本 一冊

7	留			
	寺社			
	寺院			
	〔佛教誡五事〕 〔六十六老杜多義璞欽拝書上石印施〕	寛政〔一一〕 己未・冬	一紙	板本一枚
8	文化			
	學術芸能			
	〔陰陽道・家相〕			
	〔方位図〕 〔國方丸圓、二七・四×三八・四cm〕	〔江戸後期〕	絵図	写一枚
9	〔十二直配置図〕 〔方位線・十二直等記載、三三・二×三八・八cm〕	〔江戸後期〕	絵図	原本一枚
	10 月配當之起 〔月的殺・月配當・二尺月覚〕	〔江戸期〕	一紙	写一通
	11 歳之本命的殺方 〔方位吉凶并男女一代本命星等〕	〔江戸期〕	一紙	板本一枚
	12 〔本命的殺大凶方〕 〔年本命・月本命的殺大凶方〕	〔江戸期〕	一紙	写一通
13	〔月々吉神之巡〕 〔丁未歳・戊申歳・己酉歲月々吉神之巡〕	〔江戸期〕	一紙	原本一通
	14 〔吉神之巡〕 〔乙未歳・丙申歳吉神之巡〕	〔江戸期〕	一紙	写一通
	15 丁酉歳吉神之巡	〔江戸期〕	一紙	写一通
	16 〔吉神之巡〕 〔癸卯年・甲辰年・乙巳年吉神之巡〕	〔江戸期〕	一紙	写一通
17	〔吉神之巡〕 〔癸卯年・甲辰歳吉神之巡〕	〔江戸期〕	一紙	写一通
	18 戊申年吉神之巡	〔江戸期〕	一紙	原本一通
	〔家相図〕			
	19 〔家相図〕 〔方位線・佛・床・竈・二階上り口・浴室・厠・厩・鹽へや・井等記載、宅主丁酉生、三一×六九・六cm〕	天保五・ 孟夏・穀旦	絵図	原本一枚
20	〔家相図〕 〔松泉館純重圖之、方位線・トコ・竈・戸棚・ナカシ・厩・門・フロバ等記載、宅主乙亥命、四三・八×四五cm〕	天保一〇・ 初夏	絵図	原本一枚
	21 〔家相図〕 〔佐久間純重門人藤井庄治右〕	天保一三・ 三・穀旦	絵図	原本一枚

衛門正竈、方位線・床・竈・ナカシ・戸棚・厩・井・厩等記載、三一・四×四七・四cm)	〔家相図〕 (方位線・床・竈・戸棚・井・押入・厩・糞ム口等記載、當時備宅主乙亥命、三六・六×四五cm)	天保一三・三	絵図 原本 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、床・厩・厩・井等記載、三八・六×二七・六cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、床・竈・トタナ・厩・モノヲキ・井等記載、三八・八×二七・六cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・湯卜ノ・厩・厩・モノオキ・井等記載、二七・六×三八・二cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、床・井等記載、二七・六×三八・六cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、床・厩・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、厩・厩・井等記載、二七・六×三八・八cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・戸タナ・厩・厩・モノヲキ・井等記載、三八・六×二七・四cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、厩・厩・井等記載、三八・八×二七・四cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・トタナ・厩・厩・庭・井等記載、二七・六×四五cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・トタナ・厩・厩・庭・井等記載、二七・六×四五cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・押入等記載、一九・二×二七・六cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚
〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	〔屋敷図〕 (正長筆、佛・床・竈・厩・井等記載、二七・六×三八・二cm)	天保年中 絵図 写 一枚	天保年中 絵図 写 一枚

36	〔家相図〕 （藤井正竈圖之、方位線・床・竈・戸棚・ナカシ・厩・厩・井等記載、宅主辛酉命、三一・三×四二・六cm）	嘉永二・二	絵図	原本	一枚
37	會津御城下赤井町江戸屋圖面 （佛・トコ・竈・大所・風呂・ハ・井・見せ・庭・土藏等記載、二三・六×一六・八cm）	嘉永五・五	絵図	写	一枚
38	〔家相図〕 （方位線・佛・床・竈・戸棚・風呂・厩・厩・井・往還等記載、宅主己巳生、三一・四×四三・六cm）	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
39	〔家相図〕 （方位線・仏・床・竈・戸棚・押入・厩・文庫・土藏・隠宅・風呂場・厩・井等記載、三一×四四・二cm）	〔江戸後期〕	絵図	原本	一枚
40	上州桐生町玉上甚左衛門〔宅家相図〕 （方位線・竈・井等記載、三八・五×一〇八・六cm）	〔江戸後期〕	絵図	下書	一枚
41	野州雀宿小倉平次右衛門宅〔屋敷図〕 （竈・フロハ・門・ミセ・庫	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
42	武州豊嶋郡内間木村高橋〔家屋敷図〕 （佛・竈・大所・戸棚・古宅・納屋・味噌へや・厩・竹林・氏神・井等記載、二七・五×三八・七cm）	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
43	〔記州有田郡廣浦岩崎重次郎宅屋敷図〕 （竈・ヲシ入・井等記載、下総銚子荒野廣屋重次郎本家、二七・四×三七・八cm）	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
44	〔諸家屋敷図〕 （浦和宿三亀・江戸板橋中町小松屋・巢森住宅、床・竈・大所・厩・納屋・庭・土藏・井等記載、二七・六×三八・六cm）	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
45	〔屋敷図〕 （押入・仏・床・厩・木小屋・泉水・筑山・往還等記載、二七・四×三九cm）	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
46	〔屋敷図〕 （仏・戸棚・モノヲキ・押入・厩・木小屋・泉水・築山・往還等記載、二七・六×三七・四cm）	〔江戸後期〕	絵図	写	一枚
47		〔江戸後期〕	絵図	写	一枚

47	〔屋敷図〕 （床・棚・竈・ナカシ・戸棚・ ・糶室・井・フロハ・厩・ 厩・泉水・木ヘヤ・鳥居等 記載、三四・四×四九・二 cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
48	〔屋敷図〕 （床・竈・戸棚・押入・土間 ・厩・厩等記載、三一・六 ×四四・八cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
49	〔屋敷図〕 （炉・仏・トコ・竈・タナ・ フロハ・押入・蔵前・倉庫 等記載、一七・八×三〇・ 一cm）	〔江戸後期〕	絵 図 原本	一枚
50	〔屋敷図〕 （床・押入等記載、二七×二 二・二cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
51	〔屋敷図〕 （佛・床・竈・井・戸棚・糶 室・厩・厩・湯下ノ等記載、 二七・四×三八・七cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
52	〔屋敷図〕 （佛・床・竈・井・室・厩・ 厩等記載、二八×三八・四 cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
53	〔屋敷図〕 （井・隠宅・厩・土蔵等記載、 一九・二×二七・七cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
54	〔屋敷図〕 （仏・竈・押入・井・糶室・ 風呂・厩・厩・木小屋・鳥 居・泉水等記載、五〇・六 ×四四・二cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
55	〔屋敷図〕 （本宅・隠宅・土蔵・木部屋 ・厩・井等記載、三一×四 三・八cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
56	〔屋敷図〕 （床・竈・ユ・ムロ等記載、 四四・五×三一cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
57	〔屋敷図〕 （神棚・仏・床・竈・フロハ ・物置・下部屋・長屋等記 載、三一×六〇・五cm）	〔江戸後期〕	絵 図 原本	一枚
58	〔屋敷図〕 （三八・四×二七・五cm）	〔江戸後期〕	絵 図 下書	一枚
59	〔屋敷図〕 （佛・床・竈・室・厩・厩・ 井等記載、二七・五×三九 cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚
60	〔屋敷図〕 （仏・床・竈・ユトノ・厩・ 厩・土蔵・木小屋・水車・ 長屋・井等記載、四三・八 ×三一・二cm）	〔江戸後期〕	絵 図 写	一枚

61	〔屋敷図〕 （竈・戸棚・栴室・井・庭・ フロハ・厩・廁・木小屋・ 泉水等記載、三八・六×五 七・八cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
62	〔屋敷図〕 （仏壇・床・竈・戸棚・鳥居 ・泉水等記載、七三・八× 六二cm）	〔江戸後期〕 絵 図 原本 一枚
63	〔屋敷図〕 （竈・戸棚・ナカシ・庫・蔵 ・社・泉水等記載、二七・ 六×三一・四cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
64	〔屋敷図〕 （床・押入・ムロ等記載、三 一・二×四四・八cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 二枚
65	〔屋敷図〕 （床・カマヤ・茶ノ間・部屋 ・ニカイ上リ口・上舗・シ タミセ・井ト・土蔵等記載、 九紫三白一等地御判断可 被下、一一・四×五二・六 cm、正野法橋玄三調合「萬 病感應丸」包紙を再利用）	〔江戸後期〕 絵 図 原本 一枚
66	〔住宅差図〕 （二七×三八・二cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
67	〔屋敷図断簡〕 （床・戸棚・押入等記載、一 二・五×一六cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
68	〔屋敷図断簡〕 （トコ・タナ・板間等記載、 一二・四×七・五cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
69	〔屋敷図断簡〕 （井等記載、一七×三四・八 cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
70	〔書状〕 （劔相御勘考專一奉存有増圖 ヲ以御眼ニ申上） 〈劔相〉	〔江戸後期〕 一 紙 原本 一通
71	〔書状〕 （劔相御勘考專一奉存有増圖 ヲ以御眼ニ申上）	〔江戸後期〕 一 紙 写 二通
72	〔劔相吉凶指南有増圖〕 （三八・二×二七・五cm）	〔江戸後期〕 絵 図 写 一枚
73	播州高砂尾上相生古松之由来 〔撰津国名所難波屋笠松之図〕 （住吉難波屋、墨書書込「天 保二卯年十一月求之」）	〔文政一二〕 一 紙 板本 一枚 〔文政一三〕 一 紙 板本 一枚
74	越後国七不思議ノ内ノ二ツ蒲原 郡柄目木の火艸生水邑煮坪 （火屋丈七出判「墨書書込」嘉 永二酉年八月二日求之」古	嘉永二 一 紙 板本 一枚
75		

76 祖師聖人御旧跡三度粟略繪圖 （焼栗山孝順寺、墨書書込「嘉永二酉年八月二日」「古西屋新宅」） 〔幕末期〕 一 紙 板本 一枚	82 天竺渡り生大象 （春亭京鶴賛、太夫元横濱枕山吉造） 〔幕末期〕 一 紙 板本 一枚
77 〔越後国名所珠数掛桜之図〕 （藤原墨浄畫、親鸞聖人御舊跡珠数掛櫻、越之后州蒲原郡小島村、墨書書込「嘉永二酉年八月二日求之」「古西屋新宅」） 〔幕末期〕 一 紙 板本 一枚	83 〔浅草觀世音奥山簞細工之図〕 （江戸亀井町太夫元・細工人北雲齋、板元森屋治兵衛、四天王大江山人の故事） 〔江戸期〕 一 紙 板本 一枚
78 〔越後国名所八房梅之図〕 （親鸞聖人御舊跡八房梅、越後蒲原郡小嶋村、刻印「國芳」、墨書書込「嘉永二酉年八月二日求之」「古西屋ノ酒屋」） 〔幕末期〕 一 紙 板本 一枚	84 〔用筆筭〕 （幅四六・三×奥行三七・四×高さ四〇・二cm） 〔江戸期〕 筆 筭 一棹 ① かわりせん数控帳 （戸塚村藤井莊之助正竈、太平通寶・永樂通寶・康熙通寶等書留） 天保二・正 小判型 原本 一冊 堅 帳
79 高砂社相生靈松之圖 （播磨国名所名木） 〔江戸期〕 一 紙 板本 一枚	② 〔鉄鍵〕 〔江戸期〕 鍵 一本 ③ 〔棹秤〕 （貨幣等秤量用瓢箪秤、瓢箪型木箱付） 〔江戸期〕 秤 一本
80 尾上のかね由来 （播磨国高砂尾上社神寶の靈鐘） 娛樂・習俗 〔興行〕 〔江戸期〕 一 紙 板本 一枚	④ 〔錢枰〕 〔江戸期〕 枰 一個 ⑤ 〔印籠〕 〔江戸期〕 印 籠 一具
81 輕業足力曲持 （大夫鉄割熊藏） 〔江戸後期〕 一 紙 板本 一枚	85 〔用筆筭〕 （幅四六・五×奥行三二・一×高さ四七・四cm） 〔江戸期〕 筆 筭 一棹

①〔袋〕

〔年番所取扱、差出金仮貸一件〕

〔江戸期〕

袋

原本 一枚

近代文書

村と町

村と町

〔区運営〕

86

〔金銭取立勘定帳〕
〔区費・用水費・人夫料等〕

〔明治三二〕

大判型 原本 一冊
横 帳

87

〔山林料金分配割付帳〕
〔皆沢山料金并湯岐山特約金〕

〔明治三二〕

中判型 原本 一冊
横 帳

産業

農業

〔山林〕

88 記

〔板材取扱運送記録〕

〔近代期〕

中判型 原本 一冊
横 帳

89

〔板材取扱運送記録〕

〔近代期〕

中判型 原本 一冊
横 帳

文化

学術芸能

〔家相図〕

90

藤井氏住地屋宅有形百分壹繪圖
〔松本善教誌之、方位線・堀〕

明治七

絵 図 原本 一枚

91 〔家相図〕 （方位線・仏・床・押入・戸 棚・厠・堀・泉水・築山・ 木小屋等記載、宅主乙亥命、 二七・四×三八・六cm） 明治二一 絵 図 原本 一枚	92 〔掛紙〕 （隱宅普請之節家相見） 〔明治前期〕 一 紙 原本 一枚 歴史・地誌	93 東京高輪泉岳寺故赤穂藩四十七 義士木像之圖 （定價金壹錢五厘） 明治一八・ 一〇・一五 一 紙 板本 一枚	94 〔布引牛之図〕 （信州布引山釈尊寺觀世音緣 起、長野縣上水内郡長野町 千六百十六番地著作印刷兼 發行者田中彌右衛門） 明治二七・ 三・二〇 一 紙 板本 一枚	95 日光東照宮眠猫 〔明治期〕 一 紙 板本 一枚
--	---	---	---	---

福島県歴史資料館収蔵資料目録 第54集
県内諸家寄託文書⁽⁴⁸⁾

令和5年3月28日 発行

発行 公益財団法人 福島県文化振興財団
編集 福島県文化センター歴史資料課

〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193・FAX 024-534-9195
URL <https://www.fcp.or.jp/history/>
E-mail : history@fcp.or.jp

印刷所 株式会社民報印刷

〒960-2154 福島市佐倉下字二本榎前10-7
TEL 024-594-2170・FAX 024-594-2158

